

# 河合町議会会議録

令和5年 9月13日 開会

河合町議会

## 令和5年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

### 第 3 号 （9月13日）

|              |    |
|--------------|----|
| ○議事日程        | 1  |
| ○本日の会議に付した事件 | 1  |
| ○出席議員        | 1  |
| ○欠席議員        | 1  |
| ○出席説明員       | 1  |
| ○議会事務局出席者    | 2  |
| ○開議の宣告       | 3  |
| ○一般質問        | 3  |
| 佐藤利治         | 3  |
| 常盤繁範         | 22 |
| 大西孝幸         | 43 |
| 長谷川伸一        | 46 |
| 馬場千恵子        | 65 |
| ○散会の宣告       | 84 |
| ○署名議員        | 85 |

令和 5 年 9 月 1 3 日（水曜日）

（第 3 号）

令和5年第3回(9月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和5年9月13日(水)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 杵本貴司  | 2番  | 常盤繁範  |
| 3番  | 梅野美智代 | 4番  | 佐藤利治  |
| 5番  | 中山義英  | 6番  | 坂本博道  |
| 7番  | 長谷川伸一 | 8番  | 杵本光清  |
| 9番  | 大西孝幸  | 10番 | 馬場千恵子 |
| 11番 | 岡田康則  | 12番 | 疋田俊文  |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

|                |       |                |      |
|----------------|-------|----------------|------|
| 町長             | 森川喜之  | 副町長            | 佐藤壮浩 |
| 教育長            | 上村欣也  | 企画部長           | 森嶋雅也 |
| 総務部長           | 上村卓也  | 福祉部長           | 浮島龍幸 |
| 環境部長           | 石田英毅  | まちづくり<br>推進部長  | 福辻照弘 |
| 総務部次長          | 小野雄一郎 | 福祉部次長          | 佐藤桂三 |
| 教育委員会<br>事務局次長 | 中尾勝人  | 教育委員会<br>事務局次長 | 小槻公男 |
| 政策調整課長         | 岡田健太郎 | 安心安全<br>推進課長   | 川村大輔 |
| 財政課長           | 松本武彦  | 税務課長           | 木村浩章 |
| 住民福祉課長         | 古谷真孝  | 子育て支<br>援課長    | 明平直美 |

|               |       |        |       |
|---------------|-------|--------|-------|
| まちづくり<br>推進課長 | 杵本 幸史 | 地域活性課長 | 吉川 浩行 |
| 住宅課長          | 森川 泰典 | 上下水道課長 | 上原 郁夫 |

---

**会議に従事した事務局職員**

|      |       |     |       |
|------|-------|-----|-------|
| 局長心得 | 高根 亜紀 | 主 事 | 平井 貴之 |
|------|-------|-----|-------|

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和5年第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（疋田俊文） 本日の日程は一般質問です。

各議員の持ち時間は30分となっております。5分前に声をかけさせていただきますので、その後、30分を過ぎて発言を続けた場合は終わらせていただきたいと思います。

本日は、一般質問の順番に、6番から10番の方の質問です。

それでは、質問を許します。

---

◇ 佐藤利治

○議長（疋田俊文） 6番目に、佐藤利治議員、登壇の上、願います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

（4番 佐藤利治 登壇）

○4番（佐藤利治） 皆様、おはようございます。議席番号4番、佐藤利治。

議長の許可を得て、通告書に従いまして一般質問させていただきます。

最近、海水温が上がり、台風がかなり多く発生しております。さきの台風7号で、河合町でもトタンが飛散、屋根からの雨漏りが発生した報告は何っております。被災された全ての方へお見舞い申し上げます。

まず、道路の損傷をSNSで通報について。

インフラの老朽化が進んでおりますが、特に道路等は、災害時には命をつなぐ道です。他の市町村で取り組まれているスマホ、SNSを利用して、住民の皆様から通報や連絡をいただくことは、現在行われている職員のパトロールも少なくなり、経費削減になるのではと思いますが、いかがですか。

温暖化における猛暑対策について。

今、地球規模の温暖化が進んでいます。ある講演で、国連事務総長は、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来したと警告されました。我が町も同じと思います。

既に職員に貸与しております作業服の暑さ対策は、何か考えておられますか。一部の紹介ですが、この猛暑の中、ご活躍いただいておりますまちづくり推進部、環境部等、また、ご協力いただいております消防団員、民生児童委員、町の代表として汗を流している皆様へ、暑さ対策に空調服を貸与したいと考えておりますが、いかがですか。

带状疱疹のワクチン接種の助成について。

带状疱疹は、水ぼうそうや長期の痛みを伴う病気みたいです。50歳から80歳までに3人に1人が発症すると言われております。住民の皆様を守るために、すぐには無理でも、来年度考える予定はございますか。

公共施設の駐車場開放について。

佐味田川駅前、町民グラウンドを、お盆やお正月に駐車場として開放したいが、いかがですか。里帰りや河合町へお越しの方に無料開放したいが、いかがでしょうか。近隣には駐車場もなく、短い期間ではありますが、河合町の関係人口増を狙い、一人でも多くの方に河合町へ親しみを持っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

以上4点、通告書に記載どおり、担当部長よりご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

再質問については議席にて行います。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 私のほうからは、1つ目の道路損傷等をSNSで通報についてということですが、初めに担当課長から答弁させていただきます。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 1つ目の道路損傷等をSNSで通報についてということで回答

させていただきます。

ふだんの業務におきまして、道路の損傷に対しては、定期的なパトロールや住民さんから連絡を受けまして、補修等対応を行っております。

今回ご質問いただいておりますSNS等のアプリを利用した道路損傷等の通報システムについてですが、損傷箇所の位置情報、現場写真及び状況説明等によりまして、損傷状況を正確に把握し、迅速な対応を行うことができるシステムと認識しております。

現在、コロナワクチン接種予約時に使用していますLOGOフォームというシステムを利用することにより、通勤、日常生活において、道路、歩道、側溝等を含むときに異常を発見した場合は、住民さんからスマートフォンを用いて道路損傷情報を通報するシステムを構築することが可能でありますので、今年中には運用開始を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 2つ目の温暖化における猛暑対策についてということですが、まず担当課のほうから答弁させていただきます。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 私からは、2番目にご質問いただきました温暖化における猛暑対策についてという設問のうち、町職員に関係する部分についてお答えいたします。

職員への貸与品に空調服などを加えることなどにつきましては、貸与品の範囲を拡充することをございますので、昨日の一般質問においてもお答えいたしましたとおり、来年度予算の編成における議論の中で検討してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、現在の作業服貸与制度における暑さ対策といたしましては、通常貸与する作業服に加えまして、夏季に室外で作業に従事する職員を対象に、夏用の作業服も併せて貸与しておるところでございます。

以上となります。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 温暖化における猛暑対策ということで、消防団の例示がございま



たので、担当課長からまずはお答えさせていただきます。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 私からは、猛暑対策として、消防団への空調服等の貸与についてお答えさせていただきます。

消防団への空調服等の貸与については、名古屋市で暑さ対策のための空調服等を導入し、活動内容に応じて着用しているとの情報は確認しています。河合町消防団においても、それらの先行事例を参考にするとともに、町職員の装備との整合などの課題を抽出し、空調服等を含めた暑さ対策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○福祉部長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浮島部長。

○福祉部長（浮島龍幸） 続きまして、3番目の带状疱疹のワクチン助成についても、まず担当課長のほうから回答させていただきます。

○子育て支援課長（明平直美） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 明平課長。

○子育て支援課長（明平直美） 私のほうから、3番目のご質問、带状疱疹ワクチン助成について回答させていただきます。

予防接種は、予防接種法に基づき実施する定期接種と希望する方が各自で受ける任意接種に分類されます。带状疱疹ワクチンは、予防接種法に基づく国が接種を勧奨している定期接種とは異なる任意接種になります。

带状疱疹は痛みを伴いますもので、带状疱疹ワクチンは50歳以上の方が任意接種として受けることができます。接種することによって免疫力が高められることから、意義は大きいものと認識をしております。

一定の効果はあるものの、現在、国の厚生科学審議会におきまして、安全及び費用対効果、導入年齢などデータ収集を行い、定期接種化の検討が進められている状況です。町としましても、来年度、任意接種での予算計上は困難と考えておりますが、今後も定期予防接種化における国の動向を注視していきながら、また県や近隣の動向も見えていきながら、安全なワクチン接種に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小槻次長。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） 公共施設の駐車場開放について、教育委員会は部長おりませんので、私のほうから回答させていただきます。

公共施設の駐車場につきましては、施設利用者の駐車を前提に整備されているところです。里帰りの方々等に開放することは目的外の使用に当たります。管理・安全面での課題があり、条件整備が必要と考えます。

グラウンド内については、駐車場として開放した場合は、表面が荒れることが予想されるので、さらに条件を加えての検討をしなければなりません。

そこで、まずは、どれくらい必要性があるのか、広く多くのご意見を伺う必要もあるかというふうに考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） まず、道路の損傷をSNSで通報について、進めてまいりたいと思います。

先ほどご答弁ありましたLOGOフォームですか、私、知らないんですけども、なぜ今現在ある、すな丸のマークがついているLINE、インスタグラム、若い人がやっている。そういうものを、既にあるもの、既に参加している方のやつを併用してやるとか、そこからボタンを押して新しいそこに入っていきとか、そういうふうなことを考えないのかというのがちょっと分らないんですけども、それと、今年中にとのことですけども、だから残された数か月いうかの中に、要綱やら、そういうマニュアルみたいなものをつくっていくことでよろしいんでしょうかね。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） LOGOフォームというシステムなんですけれども、現在、コロナワクチンで予約時に使用させてもらっているんですけども、例えば道路損傷を設けるフォームを使ったとしても、金額的には変わってこないということなんで、今すぐにでも取り組んでいけるということで、今年中には取り組んでいきたいということで回答させていただいたんですけども。

要綱等についてなんですけれども、ある程度基準とかルールづくりを設けて、今後、他の自治体を参考に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） やっていただけるということで、方法、手段、一番河合町に適したことが何なのかということをも十分検討する時間はあるんで、それで進めていただいたらいいんですけども、ここでちょっと、大きな規模のところばかりですけれども、今現在行って成果が出ている地域なんかを、ちょっと話ししていきたいと思います。

東京都国分寺市、東久留米市、沖縄市、新潟県、福岡県、山形市、埼玉県川越市、愛媛県、尾張旭市、今治市、茨城県古河市などが行っています。だから、今、先ほど言うたように、十分過ぎるだけのデータがあると思うので、一つに、L o G oフォームが一番と今慌てて決めるんじゃなくて、いろんな事例を参考にやっていただきたいなと思います。

名称も、道路通報システム、道路通報アプリなど、各市・県などでいろんな名前がついております。そして、職員からの声としては、住民の力を借りて点検の目を増やし、不具合の早期発見・改善につなげたい、市に協力する一つの方法としてシステムを活用してほしい、若い世代が参加しやすいなど、多くのメリットがあるということが述べられています。

最初の答弁のほうに戻りますけれども、今、昨日もおっしゃっていましたが、週1回、職員の方がパトロールされていると。それが2週に1回とか、そういうふうにすることも可能じゃないかなと思うんです。その辺は経費削減ということで、どうでしょうか。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） いろんなシステムということなんですけれども、近隣では、広陵町はL I N Eを使ってやられていることもあるんで、その辺探りながら進めてまいりたいと思います。

僕、奈良市のほうもそういうシステムを用いて取り組んでおられるということで、ちょっとお話をお聞きしたんですけれども、実際、現場確認の作業は減少したということもお聞きしていますんで、そういったことが、今後うちも取り組んだら、そういう現場検証とかが減っていくのかなということは考えられると思っております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） やるということで、しつこい話で申し訳ないんですが、私自身も約3年ぐらい前から、この案件は温めていました。職員の方にもいろいろ話聞きました。仕事が増えるからやめてくれと、そういうお声もありました。

果たして、ただ、それが正解なのかということで、やれば仕事が増えるということが。一つの例ですが、茨城県古河市、この例をちょっと紹介したいと思います。

市の公式LINEで、まず友だち登録、通報者は、問題が道路なのか、公園施設なのか、交通安全施設なのかを選択します。地図上で場所を指摘したり、破損箇所の写真を添付したりして詳細を伝える。市は通報を受けて内容を確認し、早ければその日のうちに現場に向かい対処する。当該箇所が国道や県道のときは国・県に報告している。

確かにここに言われているように、写真を送付するだけで、GPS機能で場所が瞬時に分かるようなシステムを構築されているところもありますが、お金がかかるので河合町には適さないかなと私は考えています。その辺はいかがでしょうか。

東久留米市の場合には、豪雨の冠水状況を、今まで大雨が降った後、行ってもピークが確認できなかった。それがピーク時の状況を確認でき、今後の対策につなげることができたとおっしゃられています。本当にそういうことができるのであれば、すばらしいと思いませんか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 今回の佐藤議員のご質問なんですけれども、国のほうもLINEで、そういうシステムのほうを令和5年度中に試行運転を行うというふうになっておりまして、そちらに関しましては、今おっしゃられたように、LINE登録、お友だち登録をしていただいて、異変を見つけた、写真、位置図などを送信するということでございます。そして、河合町にはメールで発信されてくるということで、こちらのほうもシステムのほうは、料金のほうはかかりません。

それで、先ほど申しましたLOGOフォームシステムというの、今コロナでさせていただいておりますので、その関係でいきますと、費用がコロナワクチンで対応できる。コロナワクチンが済んだ場合にはDX費用ということで、月3万円で対応できるということになっておりますので、今、今年中という答弁させていただいたのは、この辺のシステムなどを全

部、全体的に見させてもろうて、どのように整理をしていくかということでございますので、お時間のほうをちょっと、今年1年ということをお願いさせていただきたいと思います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） できることであれば、この3か月ぐらいで検討していただき、運用要綱をまとめて運用していきたいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

それと、先ほど奈良市の話が出ましたけれども、近隣では、たしか大和郡山市が既に行っています。20分ぐらいあれば行けるといいますので、生の声を聞きたいなら、行かれてはどうでしょうか。

それと、最後になりますが、もう一度お話ししますが、河合町の職員は少数精鋭ですので、住民のお力を借り、パトロールを減らし、多種ある住民サービスに専念していただきたいとの思いです。ご理解いただき、進めていただけますか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 今年中にシステムのほうを検討させてもらって、運用のほうを開始できるようにさせていただきます。

そして、パトロールにつきましては、ほかの公務も一緒に並行してパトロールもさせていただいておりますので、週1回というのは職員でさせていただきたいというように考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） そうしたら、しっかり要綱をまとめていただいて、できるだけ早く運用できるようにしてください。

次、温暖化における猛暑対策について質問させていただきます。

中で作業服のことも少し触れたんですけども、ホットな話で、先ほど職員の方からもお声かけいただいたんですが、夏場は、僕のほうから言ったのは、30分ぐらい、住民の方からお声かけていただいて、家に行ってお話しするだけで、作業服はびちゃびちゃやと。その辺はどうですと聞いたら、靴下からシャツ、全て着替えを持っていっていると。ひどいときには3回ぐらい着替えると。

だから、肌着までは、町の費用で見るとは無理だと思います。ただし、夏の作業服、私は

3着あってもおかしくないと考えております。その辺はどうでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 昨日の一般質問でもお答えした部分と重複する部分があるんですけども、やはり貸与の対象となるものの数、そして数量、それは確かに職員の側から考えますと、多いにこしたことはないものだと考えております。

ただそれが、どこまで町が支給するかというのは、正解というものはなくて、近隣町でも状況が変わっているところであると。職員に対するものであるということと、それを公費で負担する、そういったことを踏まえまして、財政状況など勘案の上、どの範囲が適正か、今後さらに検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） これは、やっぱり職員の採用まで含む、幅広いことに波及してくると思うんで、しっかりと町長交えて検討していただきたいと思います。

皆さん、イメージしてほしいんです。電車通勤の職員が汗だくになって退庁するのではなく、せめて汗を流せるようなシャワールーム、ぜいたく言えば、設置が必要と私は個人的には考えています。もし可能ならば、たくさんのメリットも考えられます。

今、なぜかまだ継続中の職員における草刈り、尋ねたときに、今日は草刈りに行っていますから直帰ですと。汗をかいて直帰も仕方ないというようなことが今現状でございます。今、全国的に土木建築の技術職の採用が大変みたいですが、世間で言う3K、きつい・汚い・危険がもし少しでも改良されるなら、仕事をするなら河合町でとなると私は考えておりますが、いかがですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 冒頭おっしゃられました草刈りの業務なんですけれども、以前、町の職員が、全ての職員が草刈りに当たっていたという時期もございました。ただ、確かにそういった職員の、そういう作業に係る負担を減らすべきだろう、また、費用対効果というものなかなか分かりにくい、曖昧な部分もあるということで、現行、草刈りといたしましては、業者発注を基本としつつ、緊急性の高いものについて職員がやるというところが変わってきております。

これからも、そういう職員の業務に係る環境改善というのは、引き続き図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 作業服の件は分かりました。よろしくお願いします。

ここで、猛暑の件について、空調服のことについて少し触れていきたいと思えます。

先ほどの答弁聞くと、やはりちょっと感覚的に生ぬるいのではないかなど。私は、個人的なことで申し訳ないんですけども、暑さ対策というのは一つの災害と捉まえております。

世界的な状況では、ギリシャの観光地パルテノン神殿では、連日の40度超えで入場停止になっております、今。重要な観光資源が断たれようとしています。また、中国のウイグル自治区では、7月16日に52.2度を記録しております。河合町が来年40度を超えるとは言いませんが、気象予報士を含め識者の見識は、今年以上の猛暑も考えられると述べられています。

職員や消防団、消防団員、エッセンシャルワーカーのお方を守るために、来年の夏になってからの検討では遅いと考えますが、いかがですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 検討の時期でございますが、今議会終了いたしますと、来年度の予算編成の作業にかかっていく時期になってまいります。その来年度の予算編成、すなわち来年の夏までには結論が出る方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

職員の労働安全衛生確保というのは、私どもも重要なものだと認識はしておるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ここで、担当部長にお伺いしてもよろしいでしょうか。

私は、来月から施行してくださいとは一切言っておりません。まず必要か、私が言っている空調服が必要か必要でないかをしっかりと検討・準備して、どのような製品がよいのか、また、来年の夏に間に合うよう、メーカーともメンテナンスや保証のことも協議していただき、具体的なご返事をいただきたいので、結論を聞きますが、住民や職員を守るために必要なものなのか、不必要なものなのか教えてください。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 職員の空調服の貸与ということでございますけれども、厳しい財政状況の中で、実際に今後、さらに健全化を進めていくという状況でございます。そのような中で、住民の皆さん、今後ご迷惑をおかけする部分もあるかも分かりません。

このような状況の中で、実際にどこまで公費で服を貸与するか、今言っている暑さ対策という部分ですけれども、どこまで職員に公費を充てるかというところにつきましては、住民の皆様の感情も含めて、検討が必要だというふうに考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） しっかり検討していただきたいと思うんですけれども、一番最初に言うた、私が災害ということで、私個人的な意見ですが、思っているのは、もし災害と捉まえていただけるのであれば、選択じゃなくて必要なことなんです。

それを元に、ちょっと聞いていただきたいんですけれども、国からも動きが出ております。5月から7月に約3万3,000人が熱中症で搬送されています、全国で。平均で年1,000の方が熱中症で亡くなられています。

国は、2030年に死亡者を半減させるとの目標を掲げ、対策強化へ、さきの国会で改正気候変動適応法が成立いたしました。各自治体へは、体制を整備し、各地域の適応計画策定が努力義務になりました。自主的な熱中症対策を推進するよう求めています。もちろんご存じですよね。

先行事例を挙げれば、暑さで有名な埼玉県熊谷市、クーリングシェルターということで、お商売を営んでいる酒屋さん、薬局屋さんにご協力いただき、クーラーの効いた店内に椅子に座り休憩できるスペースを確保しています。

河合町でも、職員や一部の住民への空調服の貸与ですが、対策の一步になるのではと思いますが、行いませんか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 最初におっしゃられました気候変動適応法、こちらの内容は承知しておるところでございます。この中の努力義務として規定されております地域気候変動適応計画、こちら、県内の自治体では、今のところ奈良県が策定しておるところであることも承知しておるところでございます。



その上で、空調服の導入でございますが、もちろん必要ないとは言いつもりはございませんが、今後、そういった熱中症対策としての空調服の有用性、そして、ほかの手段と比較した場合の費用対効果、それらも踏まえた上で検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 少しは理解できました。できることであれば、この二、三か月のうちに、国から指示が出ている適応計画策定、努力義務ですから、率先して、町一番目指して、やっぱり出してほしいなと私は考えております。

それと、奈良県でもデータが出ております。7月24日から30日の間で、167人が熱中症で搬送され、本当に悲しいお話ですが、1人の方がお亡くなりになりました。

河合町におきましても、どこまでやれば防げるとは断言できません。この猛暑を一つの災害としっかりと捉まえて、危機管理を徹底し、人命を守る行動をしていきたいと思いますが、やりませんか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 本日議員からご提案あったことを踏まえて、町としてもできる限りのことを取り組んでまいりたいと考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 帯状疱疹ワクチンの質問に変えたいと思います。

先ほどの答弁を聞きますと、来年は無理ということで、私、捉まえたんですけれども、それでよろしかったんですかね。

○子育て支援課長（明平直美） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 明平課長。

○子育て支援課長（明平直美） 先ほど、予算計上のほうは困難と考えておりますというふうな回答させていただきましたけれども、来年度というところで、現在、奈良県内でも1つの村が今取り組んでいるというところを情報として聞かせていただきました。

その中で、やはりワクチンが2種類あったりですとか、ワクチンによって持続期間が変わってくるというところを考えますと、もう少し有効性のほうを最大限活用できるような形で

検討が必要かと思われますので、もう少し国の動向等を見ながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○福祉部長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浮島部長。

○福祉部長（浮島龍幸） すみません、带状疱疹のワクチンの助成につきましては、接種を行うことにより病気の免疫が高められ、発症や重症化を抑えることができることから、予防接種の意義は大きいものと認識しております。

しかしながら、带状疱疹ワクチンに対する助成につきましては、現在、先ほど課長が言いましたように、奈良県内におきましては1村のみ導入されていると聞いております。近畿でいいますと246団体ありますが、和歌山県で6団体、兵庫県2団体、滋賀県1団体と、大阪、京都はゼロとなっております。

本町においても、50歳以上の人数は約1万100人で、生ワクチン7割、不活化ワクチンを3割と推移した場合、最大助成額は約8,880万円となります。製薬会社が言うておられる、仮に対象者の4%とした場合であったとしても約350万円となることや、和歌山県のA町では65歳と70歳になる方を対象に、また、B町では50歳以上で5歳刻み、節目が対象と、対象者を絞るところから検討していかなければなりません。

現時点で助成を進めていくには、町単独事業となることから、今後、国・県の動向を注意していくのと同時に、本町としましても、まず関係課と協議・検討していかなければと考えております。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 先ほど部長からもお話あったように、予算計上が必要やから、令和6年度には大変かなというような金額も述べられておりましたが、やはり必要と私は思います。確かに副反応は起こりますが、どのようなワクチンでも副反応ゼロはありません。带状疱疹のワクチンは、重症化とともに、後遺症である神経痛を防ぐ効果もあると言われております。

少し話しますが、課長のほうからも説明ありましたが、带状疱疹というのは、もともと水ぼうそうになった方が、治っていますけれども、体内に菌が潜伏しております。それが生存している間に、出ない場合もありますけれども、出るのが50歳以上80歳まで

の方、たくさんの方がおられます。この1月1日現在で、1万187名の方が河合町でおられます。その方がなる可能性が3人に1人と、そういうことでございます。

それと、後遺症としては、神経痛が後遺症で、発症後3か月以内に7%から25%の方に起こる痛みです。

ここからは個人的なお話ですが、私の先輩は現在64歳ですが、40代で発症、仕事ができなくなるぐらい痛く苦しんだと話してくれました。もちろんその頃ですから、ワクチンを接種していません。今なら10万円払ってでも受けると言っていました。症状としては、風が吹いて腕や足に当たっただけで、飛び上がるぐらい痛いらしいです。

河合町の皆さんに半額助成としても、4,000円から2万2,000円の半額助成を出して、希望する住民を守っていききたいと私は考えますが、いかがですか。

○子育て支援課長（明平直美） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 明平課長。

○子育て支援課長（明平直美） 今、議員さんのほうからおっしゃっていただいたことは、带状疱疹にかかりますと痛みも伴い、神経痛も発生して、治療が遅くなると、その分長くかかるということも重々承知しているつもりでございます。

ただ、現在ワクチン、50歳の方で受けていただいて、持続期間というところも変わってきますので、導入年齢として、いつ受けたほうが一番効果的なのかというところら辺を、今国のほうが検証を進めているというところがございますので、そこの検討のほうも一緒に、県のほうの検討のほうも確認しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） しっかり検討して、来年の予算に要望していただきたいと。そうしたら、どこで止まったか。止めた方には、私は個人的に、またしっかりと、なぜ止めたんだということを確認しに参ります。

ここからは予算規模の話なんですけれども、先ほど部長もちょっと触れてくれましたけれども、先ほど言ったように、50歳以上が令和5年1月1日現在、1万187名おられます。ここからは社名は伏せますが、河合町にも営業に来たと言うていましたけれども、資本金20億円、2021年度の売上げ2,157億円の製薬会社にご協力いただきました。河合町の予算規模について指導いただきました。

推定ではありますが、1万187名に対して、患者数が2,255名、発症後の後遺症は504名とのお話をいただきました。驚きました。1年間で115名が発症し、25名が後遺症で苦しみ、それにおける治療というか、医療費は696万3,000円になる推定です。

本題に入ります。

2種のワクチンがあり、不活化ワクチン、これは2回打たないあきませんけれども、1回に2万2,000円必要です。生ワクチン8,000円があります。これは1回接種です。接種比率を、2回打つ不活化を70%、生ワクチンを30%で、疫学的な数字になるらしいが、接種率4%、人数は407名の接種で、予算規模619万4,000円でございます。やりませんか。

もしこれが10%接種で、1,018名であれば、1,547万円ほどです。1,018人の方が苦しい体験をしなくて済むなら、私は安いと思いますが、いかがですか。

○福祉部長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浮島部長。

○福祉部長（浮島龍幸） 議員のおっしゃっているとおり、予算に関しましては300万円そこから1,000万円以上となることから、福祉部だけでどうやこうやということはちょっと分かりませんので、まず対象年齢を何歳からしていくかとか、そういう初歩的な協議から進めてまいりたいと考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 今、部長からも対象年齢のことが出ましたんで、そこに触れていきたいと思います。

もちろん国や県でやってもらうのが一番の施策と思います。それで、全国では今年の8月1日時点、272の自治体が助成をしております。我が町も300番目ぐらいには入りたいと思っています。奈良県では山添村、また、産直市等でお付き合いのある和歌山県すさみ町も助成を施行しております。今回、すさみモデルと勝手に言いますが、50歳から5歳刻みで施行しております。最悪このパターンでいかがですか。

○福祉部長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浮島部長。

○福祉部長（浮島龍幸） すさみ町に関しましては、私のほうからも聞かせていただき、さきに答弁させてもらったとおり、50歳以上で5歳刻み、そのお隣の白浜町、こちらもちよっと聞かせていただきました。こちらは、65歳と70歳となる方が対象ということもあることから、

やはり70歳を超えた人には、じゃ助成がないのかとか、山添村、先ほど議員のほうがおっしゃったとおり、こちらに関しましては、50歳以上の方全員という対象があります。市町村によって、ばらつきがいろいろありますので、こういうことも踏まえて、ちょっと協議していかなければならないかなと思っております。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 今回この質問をさせていただいたのは、西大和にお住まいのご夫人から、病院で先生に勧められた。今、各病院回ってください。必ず目立つところに、带状疱疹ワクチンを打ちましょうとポスターが貼っています。病院の先生に勧められたけれども、河合町がもう少ししたら助成してくれるかも分かん、もう少し待ちますと、期待を込めて病院の先生におっしゃったらしいです。やっぱりしっかり、その期待に応えていただきたいなと思います。

ここからは、公共施設の駐車場開放ということに質問を変えたいと思います。

先ほどちょっと答弁お伺いさせていただいたんですけれども、前向きに、前のアスファルトの部分だけでも多分30台ぐらいは止められるん違うかなと思うんですけれども、今の現の駐車場、そこを開放する、もしくは、そこがいっぱいになったら、ほかにも駐車場、しっかりしたところたくさんあります。まほろばホールの駐車場とか、そういうところを開放していくいうことを検討するということでよろしいんでしょうかね。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小槻次長。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） そのあたりにつきましては、やはり管理の方法など、そういったところを精査していかないといけないかなと思っております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） やっとご理解いただけたと考えてよろしいですか。3回目の質問になると思います。うれしく思います。しかし、なぜ過去の2回は全く前向きじゃなかったのか、お答えが今無理であれば、後日教えてください。

また、開放する期間により、佐味田川駅から暮れのお買物に、駅前に車を止め、天王寺ま

で行くことも可能になり、SDGs、CO<sub>2</sub>を減らし、地球温暖化対策へ微力ですが、河合町も貢献できると思いますが、そのあたりはいかがですか。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小槻次長。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） 今ご提案いただいたところも踏まえまして、そういったところを検討しながら考えていきたいと思います。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） お正月までは、まだまだ鬼が笑う、大笑いするような時期でございますが、指折りでございます。できたら11月ぐらいまでにまとめて、しっかりと12月の広報紙には、こういうふうにしますということを打ち出してはいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。

それと、災害時の利用ということも私は考えております。お正月に一度行い、来年のお盆どうするかというのを考えていただきたいと思いますが、それでよろしいですか。

また、災害時にパチンコ店の立体駐車場に車で避難、また、車だけを避難させているというのをニュース、新聞等で見かけますが、お正月のケースが問題なく利用できれば、今、住民の車というのは、一つの財産にもなっていると思います。台風や自然災害時、車の避難所としても検討していきたい、公共の駐車場を。いかがですか。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小槻次長。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） 最初には、ちょっとお答えさせていただきましたけれども、まず必要性の確認、そういったところがまずは必要だと思います。

それと、ほかの施設につきましても、整合性であったりとか、そういったところも確認しながら、できるかどうかというところまで考えていかないといけないかなというふうに考えています。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 前も一度言ったと思うんですけども、一遍お正月に、お休みかも分か

りませんけれども、近隣の住宅地を回ってください。不法駐車がどれほど多いか。民間の近くに料金を払って止める場所があれば、そこに止めてくださいよと、そういうことで、お巡りさんもきつく取締りできると思うんです。ところが、ないんですよ。

そうしたら、森川町長が言うている、人を呼び込む観光いうことを立ち上げていますが、今。その中で、住んでいるお方を守れずに新しい人が来ますか。その辺の見解を教えてください。

○教育長（上村欣也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村教育長。

○教育長（上村欣也） 今、お話し聞かせていただいております。

先ほど、まず考えていただかなきゃいけないのは、次長の答弁で、どれぐらいの必要性があるのか、多くの意見を伺うと申しました。これ、別に高塚台、ごめんなさい、地区特定したら駄目ですけれども、町民グラウンドの近くの方だけが、私は対象ではないと思います。やはり中山台、広瀬台、ほかの地区についてもそうです。それと、俗に言う旧村、あそこも道狭いところが多いです。そういうところも、当然対象になってまいります。

それで、おっしゃったように、先ほど災害時とか公共、車を置いて王寺へ買物とか、そういうことも今ちょっとおっしゃったような、僕のほうは解釈したんですけれども、そうなれば、明らかにこれ目的外使用になってまいりますんで、そういうときには、何も町民グラウンドだけではなく、ほかのところについても考えろと、まほろばも考えろと、おっしゃられました。当然そういう意味で、議論はさせていただきます。

しかし、今、すぐにでもするという意味ではございません、先ほどの次長の答弁は。そこだけ確認させていただきます。

それで、思いますのは、そういうことにも広く用途を使えるとするならば、例えば町営の駐車場、なかなかこれは、ペイするのは難しいという話も聞いておりますけれども、そういうほうの角度からも、やはり一度役場の中で、ほかの部署とも一緒に議論すべきものなのかなと私は考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員、あと5分ですので、まとめていただけますか。

○4番（佐藤利治） まず、先ほども言いましたように、私、大切な税金を使って、3回同じことを言っています。本当に考えたら、私が質問するのが下手くそなのか、意味が分からん

かったら反問権ございます。今言うた質問、どういう意味か分かりませんと問うてほしいんです。何も言わずに答弁だけ答えて、検討します、検討します、それで3回たっております。だから、過去の議事録を、皆さんがどういう答弁をしたかいうのを一遍考えてほしいんです。

私、今、名前を教育長のほうからおっしゃいましたけれども、一切言うておりません。だから、旧村の方が車2台で行って、来客した方の車を止めて、自分の車を止めてでも、また同じ1台に乗って帰ってくる、そういう利用もありやと思います。

それと、お買物に行くのも、10月から開放せい言うていません。12月25日ぐらいから、野球に開放して使わせますか、グラウンド。空いていたら、駐車場貸してあげたらいいと思うんです。

周りで大きな火災があったときに、不法駐車が問われると思うんです。責任はございません。責任はあれへんけれども、問われると思うんです。そのときの対策のためにも、しっかりとできることからやっていったらいいんじゃないかなと。

森川町長が目指している観光ということ、住んでよし、訪れてよしということを目指すのであれば、必要な一つの施策と私は考えますけれども、いかがですか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

今お話をされている、河合町の中に駐車場を設置せよというようなご質問やと思います。駅前もそうですし、以前は、西大和ニュータウンにイオンがございましたときにはイオンの駐車場、そこを利用されて止められていたという認識はあります。

やはりニュータウンの中でも、また旧村の中でも、やはり今後、公営の駐車場も考えていかなければならないのかな、土地の有効利用を含めて、まずは来客者の駐車場として考えていくということで、ご理解していただきたいなと思いますし、ただ、各公共施設の部分については、やはり使用目的がございますので、これは利用者のために変えていく、また災害時のときには、必ずそこを空けていきますけれども、一般の利用者の方の利用については、やはり慎重に方向性も捉えて考えていかなければならないと思いますので、今すぐに公共施設を一般の方が利用できる駐車場にというのは、今のところは考えられないということでご答弁も返答もさせていただき、今後、やはり公営の駐車場、まずは、いろんな町の土地もございます。そこを利用した駐車場も、ともに考えていければなと思いますので、今後のできましたら課題として、考えさせていただけたらありがたいと思います。



○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 半分ぐらい理解はできました。ただし、私が言っているように3日間、5日間のことです。そのとき、住んでいる住民の大事なお客さん、住民、その人らを守るため、その人らに喜んでいただくために開放することは、そんなに無理難題あるんでしょうかね。私にはちょっと考えられへんです。

ちょっとしっかり、お正月もあつという間に来ます。できることであれば、3日間だけでも試しに空けるとか、そういう形で、要綱をしっかり、今からやったらつくれると思うんです。こうしたときにはレッカー移動して10万円徴収しますと貼っておいたらいいんですよ。そのように考えますので、よろしくお願いします。

私の佐藤の一般質問は以上で終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、佐藤議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 常 盤 繁 範

○議長（疋田俊文） 7番目に、常盤繁範議員、登壇の上、願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

（2番 常盤繁範 登壇）

○2番（常盤繁範） 議席番号2番、常盤繁範が、議長のお許しをいただきまして、一般質問通告書に基づきまして質問をいたします。

設問は4つ用意させていただいております。

まず、1つ目、自治及びまちづくりの推進はどのようにということで質問をさせていただきます。

河合町まちづくり自治基本条例、条文第3条に、基本理念として4つの理念、基本的人権の尊重、町民主体の町政、サステナビリティ、地域の特性と自主性を尊重した民主的な運営を明らかにしております。

条文第4条では、基本原則として6つの事項、参加・参画と協働、補完性、情報共有、健全な行政運営、環境と共生、多様性尊重の原則をもって推進することが明記されています。

令和5年8月30日、河合町まちづくり自治基本条例推進委員会、第1回目の会議が開催されました。その会議内容を質疑いたします。

設問としては、1つ、推進委員会の位置づけとスケジュール、また、これに関しましては、追加質問を予定しております。

続きまして、2項目め、移動式避難所の活用を。

令和5年6月定例議会一般質問において、災害支援協定としてコンテナ型移動式宿泊施設提供事業が河合町にとって有用であるのご回答がありました。また、6月中に視察を予定しているのご回答もありました。

視察と検討内容について、以下の点を質疑いたします。

質疑内容は3点、視察の内容、2点目、災害時の備えとしての検討事項について、3項目め、現在の災害時の備えとして災害支援協定の取組について、また、こちらについても、自席にて追加質問を予定しております。

3つ目として、荒廃農地活用事業、たんぼの楽耕について質疑いたします。

荒廃農地を有効活用し、農業体験を通じて技術を習得、その楽しさや苦労など醍醐味を味わってもらう事業として、たんぼの楽耕事業があります。

現在の事業状況を以下のとおり質疑し、将来の課題を確認いたします。

項目としては2点、参加者数の直近3年間の推移、2つ目、営農指導者の構成、これに関しても追加質問を予定しております。

4項目め、児童・生徒の好奇心・探求心を育むために。

各公立校、公立図書館の図書収蔵数には上限があり、重複はあれど、収蔵情報の横断検索と相互貸出しが可能となれば、生徒・児童の好奇心・探求心の育みは数倍のキャパシティーになると考えます。

各自治体の公立図書館の横断検索状況と各公立校の横断検索状況等を下記のとおり質疑し、発展の余地を検討してまいります。

項目としては5点、1つ目、現在の分類・管理方法、2つ目、各収蔵数に対する貸出率または貸出状況、3番目、収蔵情報のアプリケーションシステム、4番目、リクエスト実施状況、5番目、雑誌の収蔵状況。

以上、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

なお、追加質問につきましては自席にて行います。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 私のほうからは、ご質問1の自治及びまちづくりの推進はどのようにということで、令和5年8月30日に河合町まちづくり自治基本条例推進委員会第1回会議が開催されたということで、その会議内容をということでございます。その中で、①推進委員会の位置づけとスケジュールということについてお答えさせていただきます。

河合町まちづくり自治基本条例推進委員会は、基本条例第40条及び推進委員会設置条例に基づき、基本条例の実効性を高め、町民及び町による推進体制を確保するために設置する第三者機関でございます。所管事項は、他の条例・規則の点検及び運用の検証・評価と基本条例に関して必要な事項についての調査・審議でございます。委員は学識経験者や町議会議員、各種団体の推薦者、一般公募を含む町民など15名で構成され、任期は2年間でございます。

続きまして、スケジュールにつきましては、他の条例・規則の点検及び運用の検証・評価については、毎年度終了後、事務局で報告書を取りまとめ、推進委員会で審議することになります。また、基本条例に関して必要な事項の調査・審議として、町長の諮問により、仮称でございますが、河合町協働のまちづくり推進計画について、令和6年12月までに推進委員会の意見を取りまとめることになっております。

令和5年度は、4回程度の会議を予定しているところでございます。また、タウンミーティングなどで町民の皆さんのご意見などをいただき、それを反映させて、3月には素案を作成したいと考えておるところでございます。

令和6年度には、素案についてのパブリックコメントを行い、いただいたご意見を踏まえて修正を行い、答申が出される予定でございます。

以上でございます。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 私のほうからは、移動式避難所の活用ということで、コンテナ型移動式宿泊施設の視察と検討内容についてということで、3点ご質問いただいておりますので、お答えさせていただきます。

まず、視察内容についてということで、7月7日にコンテナ型移動式宿泊施設の現地視察を行いました。実際に運用されている宿泊施設を見学し、担当者に災害時の運用方法として、仮設住宅や支援者への提供等に活用する役割を担えると説明を受けました。

次に、災害の備えとして、検討事項についてということで、協定の取り交わしを前提に協

議し、検討していきたいと考えております。

次に、現在の災害時の備えとして、災害時支援協定の取組についてということでございます。

災害時支援協定の取組については、検討事項で答えたとおり、様々な検討を要することとなり、早期に締結するのは難しい状況だと考えます。また、災害協定締結を想定した際、インフラ整備を含め、設置戸数が限られてくる可能性があるため、使用用途については、執務室や医療スペース等、災害状況に応じた臨機応変な対応になると考えております。

以上です。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 私のほうからは、3番目の荒廃農地活用事業、たんぼの楽耕について回答させていただきます。

まず、1つ目なんですけれども、参加者数の3年間の推移ということですが、まず令和3年度、合計33名、そのうち男性が28名、女性が5名、うち子供が2名となっております。次に、令和4年度なんですけれども、計37名のうち男性27名、女性10名、うち子供3名となっております。令和5年度に関しましては、合計41名、男性が28名、女性13名、うち子供4名となっております。

2番目、営農指導者の構成ということなんですけれども、農業委員及び推進委員さんが14名、地元農業者が4名、元農業委員等が3名の合計21名となっております。

以上でございます。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 私のほうから、4つ目の児童・生徒の好奇心・探究心を育むための公立学校の状況について答弁をさせていただきます。

各公立学校の図書室にある本につきましては、パソコンにより管理をしているところでございます。分類につきましては、日本十進分類法に基づき、ほとんどの本が書棚に並べられているところでございます。

貸出状況につきましては、小学校は各学年ごとに、決められた曜日に本の貸出しをしている状況です。小学校は読書の時間を設けており、本を読む習慣が確保されております。中学校につきましては、小学校と違い、図書委員や図書担当教員が役割を決めて貸出しを行って

いるという状況で、小学生に比べて、かなり図書の貸出しにつきましては少ない状況となっております。

収蔵情報につきましては、各校でパソコンにより管理をされており、システム管理をされており、先生や図書委員、図書ボランティアがデータの入力を行っているところでございます。

リクエストの状況につきましては、納入業者から新刊の情報や授業で使用できそうな本、また子供たちの貸出しの傾向などを、先生のほうから希望を受けまして購入しているところでございます。

以上でございます。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小槻次長。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） 私のほうからは、同じく4番目の児童・生徒の好奇心・探究心を育むためにということで、町立図書館の状況のほうを答えさせていただきます。

まず、現在の分類・管理方法ですが、日本図書館協会の十進分類法に基づいて分類をしております。この分類法を基にした図書館流通センターからの分類データを用いて管理をしております。

2つ目の各収蔵数に対する貸出率ということですが、令和4年度の実績ですが、一般書の蔵書数は3万2,981冊で、貸出冊数は4万4,192冊です。こういったところから、貸出率につきましては、指標という形で1.39となります。

また、児童書の蔵書数は2万457冊で、貸出冊数は1万6,992冊です。貸出率は0.83です。ただし、児童書の分野別では、社会科学、言語、文芸の分野で0.4から0.5の貸出率となっております。蔵書のうち、これらの部分については、古い年代の図書が多いことが影響していると考えられます。これらの分野を除いた児童書の図書の貸出率は1.10となります。

3番目の収蔵情報の管理ですが、図書館流通センターとの専用回線で蔵書検索を行っております。また、各公立図書館のシステムが異なるために、それぞれでの統合性はございません。他館の蔵書検索につきましては、県立図書情報館が県内の公共図書館の蔵書を探索できる横断検索システムを構築されているので、その検索システムを利用しています。

リクエストの状況ですが、リクエストにつきましては年3回、1回につき1人1冊に限り受け付けています。リクエストされた図書のうち、発行年や利用頻度等を考慮しまして、相互貸借を利用し、県や他の市町村から借用する場合があります。令和4年度の実績といたしまして、購入対応は約100冊、借用対応が約1,000冊となっております。

5つ目の雑誌の収蔵状況につきましては、令和4年度で、一般雑誌7誌、児童雑誌5誌となっております。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

では、設問に従って、追加質問をしていきたいと思えます。

まず、設問1つ目、河合町まちづくり自治基本条例に基づきまして、推進計画が条例制定されておきまして、それに対して、先日会議が行われたという形でご説明いただきました。

確認をしたいんですけれども、まちづくり推進計画、これ正式に言いますと、河合町まちづくり自治基本条例推進委員会設置条例、こちらのほう、いつ施行になったかご答弁いただけますか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） さきの6月議会のときに条例制定させていただきまして、その可決をさせていただきましたので、そこからの施行となっております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、確認のために何点か、まず質問していきたいと思うんですけれども、その会議の際に、町長から推進委員会の委員長に対して、答申希望時期としましては令和6年12月に答申を出してくださいねという形で、諮問の意見を求める形のものが行われました。

その際に、私、推進委員ではあるんで、確認しているんですけれども、策定のスケジュールの骨格案というところで資料3として頂いたもので、これを見ますと、スケジュールのほうは令和6年8月中下旬頃からと令和6年11月頃の間部分で、河合町協働のまちづくり推進計画施行と書かれているんですよ。

答申の時期としましては、令和6年12月という形になっているんですけれども、これ、スケジュール的には問題ないんですかね。我々推進委員のほうには、そういった説明の形で資料を頂いているんですけれども、まず、そこを確認させてください。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） あくまでも、こちらのほうは予定ですので、推進計画を作成する中で、皆さんのまずご意見を聞きながら、その進み具合によって、タウンミーティング等も含めてしていきますので、この辺のスケジュールについては、少し変更になるかも分からないんですけども、そのあたりは、あくまでもスケジュールということでご理解いただけたらと思います。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） なるほど。少し答申の時期は多めに見積もっているという形でよろしいんですかね。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 答申の時期につきましては、あくまでも令和6年12月ということで進めていくんですけども、もちろん何分、いろいろな時代の背景がございますので、あくまでもこれはスケジュールということで、このとおりをするというので、なかなか追及されるとなると、私もちょっと窮してしまうんですけども、あくまでもスケジュールということのお示しということでご理解いただけたらと思います。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、次に、会議の内容についての部分を確認していきたいと思うんですけども、先ほど、6月の定例議会で条例制定されて、それに基づいて推進委員会を設置するという形で、それに基づいて会議が開かれたという形なんですけれども、その会議のときの資料4としまして、河合町まちづくり自治基本条例推進委員会傍聴要綱という形のもものが資料として配られました。

こちらのほうについては、以前のまちづくり自治基本条例のほうを策定するための審議会、その際にも傍聴者をしっかりと入れまして、言葉は悪いですけども、しっかりと周知をしていくと、努力はしていこうと。また、当然のことながら、会議を開催する際には、事前に告知をすると、情報開示しておくという形のもものが、手続として行われていたと思うんですね。

今回、この傍聴要綱というものは、条例制定に伴って要綱が定められていると思うんですけども、初回に当たる第1回の会議、実際に町民の方々を傍聴可能とするという形と、あとは、事前にホームページ等で会議を行いますと、日付と時間と場所と。こういった形の作業というのは、今回行われたんでしょうか。そこを確認させてください。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） ご質問のとおり、傍聴につきましては、もちろん、今後こういう形で、この要綱に基づいてさせていただくんですけども、第1回目ということですので、まずは推進委員会の皆様にお諮りさせていただいて、了承を得た上で施行するという趣旨でございますので、第1回目のときはこの要綱ではなく、委員さんを招集させていただいた会議ということで運営させていただきました。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） しかしながら、しっかりと条例制定は6月定例議会でされているわけですよ。その条例の内容に基づいて、しっかりと町民の方々に情報開示していくというのは非常に重要だと思うんですね。これは、まちづくり自治基本条例の一つの柱だと思うんですよ。

協働のまちづくりをするためには、情報共有というのは必要だという形で考えますと、初回からそういった形で傍聴者を、傍聴できますよという形の段取りというのはできたんじゃないのかな。

というのは、町民の方から問合せがありまして、秘密会になっちゃたんですかという形で問合せがあったんですよ。しかしながら、そんなことありませんよと返答しておきましたので、同じような形が今後ケースとして考えられると思います。その際には、しっかりと事前に条例制定されている形であって、その前提の上で要綱が定められているのであれば、初回からしっかりと傍聴者を求める、開放すると、そういった場を提供するという努力は考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 第1回目をもう開いてしまいましたので、この部分についてはどうしようもないのかなと思っておるんですけども、今後もちろん、まちづくり基本条



例というのは、基本的には情報共有というのが非常に大事な部分になってきます。

あと、役場からの情報発信という部分で、できるだけチャンネル数を広げて、住民さんが受信というか、しやすいような形ではもちろんしていくんですけども、6月にもちょっと答弁させていただいたかも知れないんですけども、住民さんのほうからも、もちろん知りたいということを能動的に主体的にさせていただくというのも一つです。

この推進委員会の委員さんも含めて、議員さんも含めてだと思いうんですけども、主体的に、役場だけじゃなくて、皆さんで広げていってもらって、こういう河合町まちづくり基本条例というのができて、こういうものだということをご理解いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご丁寧に説明いただきまして、ありがとうございます。

では、この設問のまとめの形として、少し気になる点をご指摘させていただいた上で、ご答弁できるのであれば、ご答弁いただければと思います。

私の手元のほうに、まちづくり自治基本条例の逐条の解説書というものを、私、今回用意しております。第18条第3項「町は、まちづくり協議会の自主性と役割を認識し尊重するとともに、まちづくり協議会の活動に対して協働のまちづくりを推進するための必要な支援、その他必要な措置を講じることができるものとします。」と、このように条文として書かれております。

これに関連する形で、昨日、一般質問の中で、中山議員の補助金に関する質問がございました。これ、なぜここで触れるかといいますと、その補助金の一覧というものを事前に資料で中山議員から頂いておりまして、全議員に配付されたものなんですけれども、そこに書かれている27の事業を、先日の推進委員会の会議において追加資料として、河合町の協働の取組事例として、協働のイメージを持ってもらうという意図として理解を、文章として読み上げますね。「皆さんの理解を深めていただくことを目的として作成したものです」というふうに書かれておりまして、補助金対象になっている事業等、非常に重複する形でいっぱい書いてあるんですよ。

当然のことながら、河合町が行っている協働事業で、協働のまちづくりの事業として、補助金対象の事業に適合するというのは、対象とされるのは理解できるんです。しかしながら、

今後、このまちづくり協議会ですね、条文で読み上げた協議会が実際に動き始めるとなったときには、簡単に、言わば安直に、もともとこういう事業も協働のまちづくり事業としてありますから、補助金の対象となりますからねと、そういった安直な予算づけといたしますか、そういった形のものというのは考えないでいただきたい。

しっかりと根拠を持って、まちづくりの協働に対する協議会の事業として、こういった事業がありますと、それに対して、補助金がこういう形、助成金がありますよ、また、主管としましては、協議会が予算をしっかりと管理していく、そういった形のをしっかりと定義づけしていただきたい。そこをご検討いただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） まさにおっしゃるとおりで、まちづくり協議会というのは、各自治体で少子高齢化ということになっていきますので、なかなか地域の担い手も出てこないということで、違う形で、大枠で自治会活動を考えていこうというものでございますので、基本的には行政が何か主導でやるというべきものではございません。理想としては、そういったことを住民さんから上がってきて、それを行政が黒子役としてサポートしていくということが、一番理想かなと思っております。

その中で、今、補助金の話がございましたけれども、各団体、各自治体さんに問い合わせたところ、スタートアップという部分につきましては、ある程度の助成金というのを出しているところもございます。ただ、それが継続的になるということは聞いておりません。

そういった形で、理想としては、住民さんから発足して、サポートすると私、申しましたけれども、そうはいうものの、なかなか難しいところはございますので、行政としてもできるだけ、まちづくり協議会を発足するというをお声かけいただいたら、その辺はもちろん協力させていただきますし、補助金の部分についても、あらかじめ最初に自主的にやっていたのが本来の形であるということ踏まえまして、進めていきたいと思っておりますので、また皆さんもご協力いただきたいと思っております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 事前にこの件につきましては、突然のことだったので、打合せをしていないわけですよ。それに対して、そういったご見解をしっかりと持ちでいらっしゃるという

のは、私としてはすばらしいことだと思います。

私の質問の意図としましては、別に牽制しているわけじゃないんですよ。必要な事業に対しては、はっきり言えば、卵からかえったばかりのひよこなわけですよ。そういったものに対しては、しっかりと手厚く助成するですとか補助すると、ただし期間を設けてと、そういっためり張りを望みたいと、そういう意味合いで、私はこの追加質問をさせていただいておりますんで、あまり大きなプレッシャーとして感じていただかなくて、町民のために、このまちづくり自治基本条例がどういうふうに浸透するかというところをまず主題に置いて、主眼に置いて、また今後もお互いに質疑しながらやっていければと考えておりますので、ありがとうございました。

では、続きまして、次の設問の追加質問をさせていただきます。

ご答弁いただいた内容、7月7日に現地の視察を実施されたということで、私自身も別の日に、コンテナ型移動式宿泊施設を実際に利用してみました。岐阜県のほうにちょっと用件がありましたんで、前日そちらに入りまして、宿泊してみました。その際に、いろいろなコンセプトというものも、従業員の方含めて、少し段取りをしまして、しっかりと話ししていただく方にもお話いただく形の段取りをしておりますして、いろいろお話を伺っているわけです。

その上で、私としましては、仮定の話なんですけれども、質問させていただきますね。

メリットとデメリットの部分については、多分課長のほうも確認していると思うんですよ。私としましては、災害救助法という法律に照らし合わせて、この移動式の避難所というのがどういうふうな活用できるかということを、私としては答弁していただきたいと思うんです。

内容としましては、災害発生から7日以内には、避難所というのは設置することが望ましいという形で、災害救助法ではなっております。現状においては、指定避難所ですとか1次避難所ですとか福祉避難所、事前に指定しておりますして、定めておりますして、発災の前から、警報が出る前から、しっかりと準備は整っていると私は認識しております。

昨日、梅野議員のほうからは、その中で、実際にソフトとして準備するものがまだ不十分ではないかという質問がありました。しかしながら、事前準備としての場所というものは、しっかりと定められていると思います。

それと、住む家が全壊または流出または全壊相当、半壊であっても、もうここ住むことできませんよと、そういった判断が出た場合は、全壊相当の判断が下されるわけですよ。そういった状況の中で、自らの資力、財政力では住宅を確保できない者を対象として、災害発生

から20日以内に応急の仮設住宅を貸与することが、災害救助法では定められているんです。

このコンテナ型移動式宿泊施設というのは、どの形で活用できるか、ご答弁いただけますか。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） ご質問ありがとうございます。

議員のおっしゃるとおり、まず、大規模災害が発生したとき、もちろん避難所を開設します。長期避難生活が強られる場合、やはり仮設住宅の設置ということで、議員おっしゃられました災害救助法で、20日以内に工事に着工して、速やかに設置しなければならないとなっておりますけれども、いろいろな災害事例を見ますと、実際は設置にかなりの日数を要しているというところで、なかなか対応ができない状況になるのかなといったところで、その間のつなぎ役として、コンテナ型移動式宿泊施設が必要だと考えております。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご答弁いただきました。ありがとうございました。

応急仮設住宅の分類としては、今現状では3つに分かれているみたいなんですね。一つは建設型ですね、ゼロから建てるという形、それと、もう一つが賃貸型です。賃貸で空き室があるところを、事前に災害協定を結んでおいて、そこに速やかに入れるようにすると。家賃負担に関しては、国のほうでも適用すれば補助する形になっておりますんで、非常に少ない金額なんですけれども、たしか1日330円とか、そういうところからスタートして、いろいろな段階で定められているものがあります。

それと、もう一つのカテゴリーが、その他として、移動式のコンテナ型のこういったものも一つ、適用の対象としていなくなっているみたいですので、そこはしっかりとこれからも調べて、何らかの協定を取り交わす余地があるのではないかというところは検討していただきたいと思います。

続きまして、追加質問させていただきたいんですけれども、協定を実際に取り交わしするという努力の中で、私としては、今ご答弁いただいた内容ですと、非常に難しいハードルがあると思うんですよ。

実際に移動式のコンテナのホテル、私も泊まったんですけれども、実際に下水道必要なん

ですよ。これ、事前に設置しておかないといけないんです。それをじゃ、どこでやるのか、また予算はどこから出るのか、なかなか難しいんですね。

そう考えますと、実際に河合町でその事業をしていただいで、災害時には一部そこを使わせてもらう、もしくは近隣の自治体で事業展開していただいで、有事の際には協定に基づいて何棟か貸していただくという形のコンセプトというのが考えられると思うんですけれども、その部分については、対象の事業者さんと検討したことはございますでしょうか。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） ご質問ありがとうございます。

その辺、平時はホテルとして事業展開していくといったところで、協定に向けて民間業者と話ししました。マーケティング部において、法隆寺のインターチェンジの北側用地をそういった形で平時のホテルとして活用できないかということで、資料等確認していただいたところ、視認性とか動線が確保できないという理由で、残念ながら断られてしまいました。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 視認性って、どういうことなんですかね。目立たないということですかね。それと、これ町有地のところですよ。少し説明いただけますか。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 視認性については、当該地が法隆寺インターチェンジ付近なんですけれども、高速道路がかえって視認性の妨げになるといったことをご回答いただいております。

動線については、当該地が、インターチェンジ反対側に商業系施設が立地し、市街地内の動線とは逆方向に当該地があると。当該地が面する県道大和高田斑鳩線の北部方面も、大きな市街地形成がないといったところで、断られているというような現状でございます。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 近過ぎるのもいけないんですね。私、近いと一等地かなと思ったんです

けれども、近過ぎるのもいけないというのは、すごくショックを受けました。なかなか難しいものですね。

個人の見解を言ってもしょうがないので、次の質問をさせていただければと思います。

私としましては、こういった協定の取組というのは、トライ・アンド・エラーを繰り返していただいて、失敗事例もあった上で、成功事例がどんどんつくり上げていければいいと思っているんですよ。

そういった中で、ふだんの災害時の備えとして、設問の2、検討事項としてありますかというところで伺いました。

それについて、追加質問させていただきたいんですけども、急で申し訳ないんですけども、昨日の奈良新聞の広告記事という形で、大和川の流域治水に関して、非常にまとまった記事が出ていたんですよ。そちらのほうに、大和川のリスクマップという形のものが記されておりました。

こちらのほう、課長のほう、もしくは企画部長のほう、ご存じでしたか。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 昨日、奈良新聞で両面にわたって掲載されているのは確認しております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） そのリスクマップについてなんですけれども、文章を少し読みますね。ハザードマップが想定し得る最大規模を表したものに対し、リスクマップは10年に一度程度を最大頻度として設定し、最大の被害だけでなく頻度の高い水害の発生リスクを示したものの、これにより、ハザードマップよりも災害の起こりやすさが高い地域が表示される場合があると。

これ、私もちょっと見たんですけども、実際にこのリスクマップというのは、国のほうが公表を始めているんですけども、こちらのほうは、各河川事務所のほうのホームページ等で見られるような形になっているんですよ。

それに対して、私のほうで働きかけさせていただいて、新しい総合防災マップ、いわゆるハザードマップですね、発行していただきました。こちらのほうよりも非常に高い精度で、いろいろ予測されていますよというところの部分があるんですね。

これに関して、ご存じでいらっしゃるとう形だったんですけれども、災害の備えとして、現状でどういった形で活用されているか、ご答弁いただけますか。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） これについては、まず、職員にリスクマップということで、端末にて情報共有をしております。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、職員の皆さんは、リスクマップというのが出ているんだねというのは、全職員が把握できるような体制になっているということで、答弁という形で解してよろしいですか。

というのは、災害時においては、全職員が災害対応の職員として対応する形が定められておりますよね。そこはご理解いただいていると思うんですけれども。ということは、どういった形でリスクが開示されているか、町民に対して。そういった形のもの、全職員が把握した上で、ふだんその職員の従事を行っているかと解してよろしいのか、確認のために聞きたいんですけれども、いかがですか。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） その辺まだ、情報共有といったところで、お示しはしているんですけれども、なかなか全職員がというところが、課題の一つになるのかなと思ってまして、その辺、どういうふうな形で情報共有していくのかというところで、例えば会議を開いたりだとか、説明会を開いたりだとか、そういったところでしっかりと情報共有していき、災害に職員全員で対応していきたいと考えております。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 検討の上、しっかりと努力していただきたいと思います。

どういうふうに動いたらいいのと職員さんに町民の方が聞いて、いやちょっと、こっちのほうは危くないの、いやちょっとでは、災害時それではいただけないと思いますんで、し

っかりと考えていただきたいと思います。

現時点でできることとして、私としましては、周知することはできると思うんですよ。例えばですけども、このハザードマップ、河合町のホームページ上では検索できるんですね。同じようにリンクさせて、リスクマップ見られますよという形にすぐしていただきたいと思います。あとは先日、大字自治会、総代自治会の連絡協議会があったと思うんですよ。ご存じでいらっしゃったら、このリスクマップを、おたくの地域はこういう形になっていますよというのをお示しする形で資料配布した、そういったことはありますか、お答えください。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 残念ながら総代自治会長会では、まだリスクマップまでの周知はしてございません。今後しっかり、その辺についても周知をしてみたい。

そして、大字自治会というのが第一義的な避難の担い手になりますので、そのあたりはしっかりと周知をしてみたいと考えております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、ご答弁いただきました。ありがとうございます。

しっかりと検討してってくださいね。実際やってください。周知してってください。よろしくをお願いします。

3番目の項目の災害時の備えとしての災害支援協定の取組についてという形で、追加質問させていただきます。

先日、キッチンカー協定ですね、取り交わしになりましたと、広報紙にも出ておりますね。こちらの概要を説明いただけますでしょうか。よろしくをお願いします。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） ご質問ありがとうございます。

概要なんですけれども、大規模災害が発生したときに、多くの方が避難生活を強いられると。大変つらい思いをされるということになり、避難所生活では、まともに食事にありつけない状況も予想されます。十分な食事を避難者の方に取っていただけるよう、今回、関西移動販売車組合を運営する株式会社メルカート様と、災害時におけるキッチンカーによる物資供給等の協定を締結することになりました。



本組合には、数百台を超えるキッチンカーが登録されております。大規模な災害にも対応することができますので、この協定により、河合町では、避難生活の質の向上につながると考え、協定を締結いたしました。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございます。

いろいろな協定を、必要とされることを感じて取り交わしていくというのは、今後も続けていていただきたいと思うんです。

ご答弁いただく形であれば結構なんですけれども、ほかに何か協定を取り交わそうと準備しているものございましたら、ご答弁いただけますか。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） ほかの協定ということで、まだ具体的内容については申し上げる段階ではございませんけれども、民間業者と災害対策とか地域防災への協力に関する事、また地域安全・安心に関する事も含めた包括的な連携協定に向けて、現在進めているところでございます。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございます。

では、次の設問に移らせていただきます。

3番、たんぼの楽耕についてのことなんですけれども、ご答弁いただきました。

営農指導者の構成のほう、内訳教えていただきましたが、それぞれの平均年齢、まずご答弁いただけますか。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 平均年齢につきましては、約74歳となっております。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 大分高年齢化している形ですね。

追加で質問したいんですけども、実際に営農、こちらのほう、たんぼの楽耕、参加されていた方が、地元サポーターという形で参画していただいているという事例ってありますか。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 事例についてはありませんが、今までに2名の方が、新規就農者として卒業はされております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私としましては、たんぼの楽耕事業というのは、たしかマスコミにも過去に取り上げられた、非常に注目されている事業だったんですよ。現状において、参加者数も安定して参加されているという形で、非常に素晴らしい事業だと思うんです。

これを今後続けていくためには、実際に営農指導されている方々の高年齢化ってあるんですよ。ですから、しっかりと跡を継げる、バトンを渡す人間をしっかりと考えていただきたい。

その候補者としては、実際に参加された方がサポーターとしてやってくださる、そういった形が一つの方策としてあると思うんですけども、いかがですか。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 先ほど回答させていただいたんですけども、2名の方が新規就農者として卒業されました。今まで、そういう営農サポーターとして事例はないんですけども、今後こういった方たちにサポーターになっていただくとかというのは、考えていきたいと考えております。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員、あと5分ですので、よろしくお願いします。

○2番（常盤繁範） はい、分かりました。

何とか最後の設問までたどり着けましたんで、こちらのほう、追加質問させていただきませぬ。

いろいろご説明いただきました。私としましては、非常に分類がされているかどうか心配

だったんですね。ちゃんと戻っているかどうか、貸出しされた後にしっかり戻って、次の子がしっかりと、十進法に基づいて、借りる形の体制ができているのかどうか。そういったところからスタートさせていただいたものでございまして、何度も打合せさせていただきましたし、実際に視察もさせていただきました。

そういった中で、私としましては、何点か確認していきたいと思うんですけれども、実際に各公立校の蔵書の数、どのぐらいになっているか、お答えいただけますか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 各校の蔵書冊数になります。第1小学校につきましては7,642冊、こちらにつきましては、令和4年度末、令和5年3月末現在ということでご理解いただけたらと思います。

河合第2小学校につきましては8,211冊、第1中学校につきましては7,079冊、第2中学校につきましては6,283冊でございます。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 先ほどご答弁の中で、管理方法としてはパソコンを使っていますという形だったんですけれども、収蔵されている蔵書のデータの検索って、各生徒に配られている、GIGAスクール構想で配布されている、そういったもののクロームブック、PCで検索できるような形にまでなっているんですかね。お答えいただけますか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 検索機能につきましては、各図書館にあるパソコンのみという形となっております。タブレットは各子供たちに1台あるんですけれども、連動はしていない状況でございます。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） そうなりますと、横断検索という形の部分で考えると、少し足りないのかなという形で感じる場所ありますので、今後、お金をかけない形で、何らかの形で、建

設的に発展的に、検索も借りやすい環境をつくってあげればと考えておるところではあるんですけども、先ほどのご答弁の中でありましたように、小学校では非常に貸出しの件数というのは多いんですよ。中学校になると少なくなっているという話なんですけど、実数どのぐらいになってますか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 実際、貸出しにつきましては、10分の1ぐらいの貸出冊数というところがございます。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 中学校では、それぞれ7,000冊と6,200冊あるんですけども、ほとんど動いていないという形ですよ。

私、もったいないと思うんですよ。小学生のうちでも高学年になれば、中学生を対象としている本でも興味を持つと思うんです。私としては、横断検索プラスアルファ、第1小学校と第1中学校、第2小学校と第2中学校、そういった形の一つのグループとして、お互いに貸し借りできるような形で、また検索ができるような形、そういった形を目指すべきだと思うんですけども、その可能性の余地ってありませんかね。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 今、議員ご質問いただきましたような形で、例えばですけども、第1小学校と第1中学校というふうな形での相互の貸出しについては、現在はしておりません。

ただし、よく河合町、教育の町というところで、小中連携という言葉をすごく使わせていただいております。その中で、コロナでなかなか小中連携もうまくできていないときもございましたが、そういった小学校と中学校の図書室の相互の貸し借りというところも、前向きに今後は検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございます。

これに関しては、いろいろやり取りしながら、いい形、河合町としての最適解を見つけていければと思います。あまりここに予算かけられないと思いますんで、それを踏まえていろいろできればと思っておりますんで、よろしくお願いします。

リクエストの実施状況という形で、4番目、伺っております。

私としては、貸出傾向を踏まえて、購入図書、年間中学校60万円、小学校60万円という形で、本来、今までの予算づけとしてはなっています。こちらの部分、検討してみたいかなとは思いますが。

具体的に言いますね。科学漫画サバイバルシリーズ、科学関連として44テーマ70巻、本体価格、税込み1,320円、これ物すごい人気でありますよね。貸出状況、すごくいつも借りられている状況、これ全巻そろえるという形、考えられませんか。

例えば計算してみますね。70巻で9万2,400円、これを各小学校で完備させるという形で18万4,800円、こういった形の思い切った予算取りの仕方、人気あるものをそろえてしまうという形のものは、しっかりと考えるべきだと思うんですが、いかがですか。

○議長（疋田俊文） 常盤議員、あと1分でございますので、よろしく頼みます。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議員おっしゃっていただいているような形で、各学校によっては、シリーズ性を重視した図書のコーナーも設置しているところでございます。

なかなか2冊買いというか、同じものを購入するということは、今、現時点ではさせていただいていない、人気があるのはよく分かるんですけども、同じものを2冊購入するよりもというところで、今、学校の図書の蔵書につきましては、購入のほうをさせていただいておりますので、そういったところで、シリーズ性を重視するだけではないということをご理解いただけたらと思います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 最後になりますが、どうもありがとうございました。

相互理解を深めていきながら、各関係部署、教員の方も含めて、推進できればと考えておりますので、ひとつよろしくお願いします。これは継続事項として進めてまいりますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（疋田俊文） これにて、常盤議員の質問を終結いたします。

暫時休憩しますけれども、1時から再開します。

そして、1時から議長を交代いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午後 1時00分

○副議長（梅野美智代） 再開いたします。

各議員の持ち時間は30分となっております。5分前に声をかけさせていただきます。その後、30分を過ぎて発言を続けた場合は、マイクのスイッチを切らせていただきます。

---

◇ 大 西 孝 幸

○副議長（梅野美智代） 8番目に、大西孝幸議員、登壇の上質問願います。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 大西議員。

（9番 大西孝幸 登壇）

○9番（大西孝幸） 議席番号9番、大西孝幸が通告書に基づき質問いたします。

質問する前に、ちょっと字の訂正をお願いします。質問の焼失後の家屋という部分で、焼失の「焼」が「消」になっておりますけれども、焼失ということで、よろしくをお願いします。

それでは、質問に入ります。

この件については、令和3年9月議会及び4年12月議会で質問させていただきました。令和4年12月の回答から一部抜粋して、その回答内容を読み上げます。

「空き家の所有者及び関係者に電話連絡3回及び適切な管理願いを5通送付をしましたが、必要な措置が講じられませんでしたので、空家対策の推進に関する特別措置法及び河合町空家等対策の推進に係る条例に基づき、次の措置を実施しました。

1、特措法第9条第2項及び条例第10条第2項に基づき、令和4年5月31日に立入調査を

実施しました。

2、条例第12条第2項に基づき、令和4年6月22日に河合町空家等対策協議会の意見聴取を行いました。

3、条例第12条第1項に基づき、令和4年6月23日に特定空家等に認定しました。

4、特措法第14条第1項及び条例第13条第1項に基づき、令和4年6月23日に特定空家等に対する処置として助言また指導をしました。

5、特措法第14条第2項及び条例第13条第2項に基づき、令和4年8月29日に特定空家等に対する処置として勧告をしました。」

このような回答を、令和4年12月の議会では回答いただいております。

その後、何ら状況が、何も今現在変わっていませんので、この現在の進行状況と今後の対策について回答願います。

再質問については自席にて行いたいと思います。よろしく申し上げます。

○住宅課長（森川泰典） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 森川課長。

○住宅課長（森川泰典） 私のほうから回答させていただきます。

令和4年9月28日に所有者本人が来庁され、解体に向けた前向きな回答があり、河合町空家等対策協議会の同意を得て、令和4年10月4日に、特定空家等に対する措置を一時保留しています。

なお、これまで空き家の所有者及び所有者の奥さんと、解体に向けた内容等について、計5回の協議を行ってきました。協議の結果、所有者の奥さんから、令和4年度の危険空家等除却費補助制度を活用して解体する予定でしたが、解体費用の関係で、令和4年度中の解体はできないとの申入れがあり、所有者の奥さんの意向としては、令和5年度に同じ補助金を活用して、10月末までに解体するので、待つてほしいと申出がありました。この申出により、現在措置を一時保留しております。

以上です。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 回答ありがとうございます。

今の回答の中で、所有者ですね、10月末まで待つてほしいという申出がありましたという回答がありましたけれども、実際10月末までに解体されなかった場合、そういうことも考え

られると思うんです。解体されなかった場合は、その後どういう手続を踏まれるんですかね。

○住宅課長（森川泰典） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 森川課長。

○住宅課長（森川泰典） 令和5年10月末までに解体が完了されない場合は、11月中旬に河合町空家等対策協議会を開催して、協議会の意見を確認後、空家等対策の措置に関する特別措置法及び河合町空家等対策推進に関する条例に基づき、措置を再開することになります。

以上です。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 大西議員。

○9番（大西孝幸） この質問、今までも何回も同じことを言っていると思いますけれども、事故が起こると、責任は全て所有者にあると思います。指導的立場からすると、行政が関わっていく問題でもあります。

この家の建っているところは、中学生が通学路として利用している、そういう状況もあります。今日ちょっと、また午前中、そこを通過して確認しましたら、一部瓦も道路上に落ちています。そして、家の木が電線にかかっておって、一部、ネットの配線や思いますけれども、垂れ下がっている状態です。このまま放置すると、大変危険かなと思います。そして、木もかなり家の敷地から道路側にせり出して、実際2トン以上の車であれば、なかなか対向するのが難しい、そういう状況があると思います。

ちょっと町長にお聞きしますけれども、この物件はご存じですか。知っておられるとしたら、どういう認識を持たれていますか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 森川町長。

○町長（森川喜之） 大西議員の質問にお答えいたします。

どのような認識を持っているかというご質問でございます。

私自身は、やはり交差点の本当に近くでありますし、通行される方も多いと思います。早急に撤去していただきたいと考えていますけれども、やはり個人所有の物件なので、また、私もいろんな話を聞いておりますし、個人所有の土地の中に、まだ所有者が分からない車も止まっているということで、様々な問題点もございます。

まず協議会を通じて、この10月までにもしされない場合、やはり協議会と話をさせてもらって対応しなければならないと。このままの現状を長いこと放置することによって、もし人



的被害が出た場合、大変なことになりますので、早急に対処してもらうように、土地の所有者また協議会を通じて、どのような措置でやるかということをお急ぎに案を出したいと思っております。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 丁寧な答弁ありがとうございます。

このまま状況が続いて放置されますと、やっぱり危険度が増します。いろんな特措法もできていますし、町の関連する条例もありますし、適切に要は対応していただけるものと思っていますので、その点はよろしくお願ひします。

また、今後10月に解体、もしされないまま置かれている場合は、また12月議会で、この件について質問させていただくと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（梅野美智代） これにて、大西孝幸議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 長谷川 伸 一

○副議長（梅野美智代） 9番目に、長谷川伸一議員、登壇の上質問願ひします。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 長谷川議員。

（7番 長谷川伸一 登壇）

○7番（長谷川伸一） 皆さん、こんにちは。議席番号7番、長谷川伸一が、一般質問通告書に基づき質問いたします。

今回は、質問事項は2点でございます。

1番目、去る6月議会での森川町長の所信表明と、4月の町長選挙のときの公報の公約の内容について質問します。

また、2番目には、3月末に公表されました個別外部監査結果報告書について質問します。

まず、1番目、①財政再建、現在見直しが必要と思われる事業については一旦休止し、詳細を確認した後に、実施の有無を判断したいと考えていますとのことでしたが、現時点で一旦休止している事業は何でしょうか、詳しく教えてください。

次に、新たな必要と思われる事業について、今後（9月議会）、予算化する予定でも述べられています。この9月議会で新たに予算計上する事業は何でしょうか。

次に、行政運営について、前例や慣習にとらわれず、常に意識し検証するとともに、しがらみを持たない運営を持っていきますと表明していますが、森川町長が申されているしがらみとは一体どのような事柄でしょうか、詳しく教えてください。

次、町有地一部売却予定していた件、一旦休止し、町にとって最も有益な方策を検討することですが、方策は検討し、立てられましたか。

次に、令和5年度予算の歳入（町有地売却益）約6,700万円の補填はできますか。8月、奈良県と河合町との協定で、新しい数値目標が設定されました。実質公債費比率と将来負担比率の目標達成に、どのように取り組む所存ですか。健全化計画（再改訂版）を策定する必要があるのではないのでしょうか。何から着手していきますか。

②組織改革、令和6年度には機能的でスリムな組織を構築する。観光課を設置して、河合町の魅力を感じてもらうための方策を検討し、移住・定住の促進につなげるとのことですが、現在の部と課の組織に観光課の増設は、私見ながら、私はスリムな組織になるとは思いません。見解をお尋ねします。

③子育て・教育環境の充実について、国の少子化を待ってでは、町の人口流出にますます拍車がかかることも想定されるため、町独自の施策を展開する。まずは小中学校の給食費等の無償化ですと公言されています。給食費無償化は令和6年度4月から実施しますか。

流入促進策として、第2子以降の保育料の無償化、ゼロ歳児のおむつ無償化、不妊治療費の助成などいろいろと考えられますが、今年になって、最近三、四か月の間、町の人口の減少数が大きくなっています。どのような対策を考えていますか。

次、④生活環境の充実、町長の選挙公報の公約の一つ、誰もが通行しやすい道ですが、今まで道路整備事業は、車に重きを置いた事業がほとんどです。高齢者が多くなった現在、今後は歩きやすい歩道の整備を拡充する考えはありますか。約8年前に策定したバリアフリー化整備計画基本構想をもっと推進すべきと考えます。

中央公民館、西大和公民館のトイレですが、利用者は旧式トイレで困っています。洋式トイレに改修することを考えてください。

町長は公約の一つとして、文化会館（まほろばホール）の存続を挙げていました。存続を約束していただけますか、再確認をお願いします。

次に、2番目の個別外部監査結果報告書について質問します。

3月末に、公債権に関する不能欠損の外部監査の結果が公表されました。平成11年度から令和3年度の23年間で、一般会計に関する町民税と、また特別会計、国保税等の合計にしまして約8億7,910万円も不能欠損を処理しています。不能欠損処理後も当該債権を徴収することができることも記載されています。この報告書を受け、町は総括して、今後どのように対処していきますか。報告書だけで終わりとするのか、考えをお示してください。

再質問は自席にて行います。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 森川町長。

○町長（森川喜之） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。

私のしがらみとはということで、しがらみとは、まわりつくものということですが、行政におけるしがらみとは、何ら改革せず、旧態依然とした財政運営を行うことであると考えております。町政運営全体を指揮している中で、限定して示すことは、誤解を招くおそれがありますので差し控えますが、その上で、予算を検証し続けてまいります。

以上、しがらみの大まかなことを答弁させていただきました。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） 私のほうからは、1つ目のテーマである中でも、財政再建について答弁をさせていただきます。

大きく5点あったかと思いますが、まず1点目、一旦休止している事業ということでございます。こちらにつきましては、現時点で一旦休止もしくは再検討している事業ということで、昨日ちょっと状況変わりましたが、旧第3小学校利活用事業の第2期工事、それから公共施設の休止、そして町有地の売却、この大きく3点となっております。

2点目、そのうちの予算計上についてでございますが、町有地の売却につきましては、この9月の補正予算に減額補正として計上しているところでございます。また、それに対しての財源補填につきましては、予算書を見ていただいたとおり、できてございます。

次に、協定の新しい数値目標の達成、これにどのように取り組んでいくかということでございますけれども、このことにつきましては、これから副町長と共に、奈良県との勉強会で作成いたしました財政健全化計画、これをベースにして、議論・検討していくということになります。

また、最後に、この健全化計画の再改訂版を策定する必要があるのではないかというところ

ろでございますが、こちらにつきましても、この検討の結果次第で、必要があれば見直していくということになります。

以上でございます。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 私からは、1つ目のご質問のテーマの中の組織改革の部分、こちらについてお答えいたします。

新しい組織の検討につきましては、6月定例会における所信表明において森川町長が述べられたとおり、住民の皆様の利便性の向上を図るとともに、効率的かつ経済的なものとするよう指示を受け、検討を進めているところでございます。

観光課の設置に関しましては、例えば、ある行政課題に対応するための専門組織、課を設置すれば、課題解決に専念する環境が整い、目的達成までの迅速化などのメリットがあると考えますが、現行の組織に新たな課を新設するというだけでは、議員ご指摘のとおり、スリムの組織からは離れたものとなる、そういったおそれがございます。また、職員数の総数に制限がある中においては、他の部門で職員数が不足するといったことも想定できます。

このことから、組織改革につきましては、スクラップ・アンド・ビルドにより組織の肥大化を抑制するということが原則であるということ念頭に置き、進めてまいります。

以上となります。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 私のほうから、3つ目の子育て教育環境の充実の小中学校の給食費等の無償化、給食無償化は令和6年4月から実施されますかというご質問について答弁させていただきます。

小中学校の給食費等の無償化につきましては、令和6年度の試算で、小学校で約3,135万円、中学校で約1,720万円となります。また、公立小中学校以外の方につきましては、約400万円となります。合計で約5,255万円が必要ということになります。

継続的な予算を確保するために、財政状況を踏まえて、無償化に向けて段階的に実施できるようにということで、今検討しているところでございます。

以上でございます。

○子育て支援課長（明平直美） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 明平課長。

○子育て支援課長（明平直美） 私のほうからも、同じく3番、子育て・教育環境の充実としまして、流入促進策としまして、第2子の保育料無料化、零歳児のおむつの無償化、不妊治療費の助成などいろいろありますが、最近三、四か月、町の人口の減少数が大きくなっているため、どのような対策を考えていますかというご質問にお答えさせていただきます。

まず、不妊治療費の助成ですけれども、今、町のところでは実施のほうはしておりませんが、県で特定不妊治療に要する費用の一部を助成させていただいております。

また、流入促進策につきましては、今後、子供の人数や予算など、河合町の子育て施策として検討を進めていきたいと考えております。

今年度の子育て支援課の事業としましては、乳幼児食育支援給付金としまして、副食費4,500円の半額2,250円の6か月分を支給させていただきます。また、妊娠された時点で5万円、出産されたら5万円給付させていただいております。出産・子育て応援給付金も継続しておりますが、伴走型相談支援としての訪問時に、おむつやおしり拭きなどをプレゼントさせていただいて、育児不安などを傾聴させていただいております。

また、出産直後から三、四か月の健診までが、育児などの不安が大きいというところから、訪問は保健センターと子育て世代包括支援センターと、時期をずらして2回訪問させていただいております。また、コロナも5類になったことで、三、四か月健診で行っておりました絵本との出会い事業を復活するために、読み聞かせのボランティアさんを募集したり、ベビーマッサージ、ベビーヨガなど親子で参加できる機会を設けております。

今後も、少しでも育児しやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 私からは、4つ目、生活環境の充実のうち、道路に関して答弁いたします。

本町が管理する道路のうち、歩道を有する道路は全体の約15%でございます。また、車道部には様々な負荷がかかることから、劣化の速度は歩道と比較になりません。このようなことから、本町では舗装修繕が道路事業の主要事業となっております。

しかしながら、高齢化が進行しており、運転免許証を返納される方もさらに増えると考えます。生活活動を一定の範囲内で完結させるためには、歩きやすい歩道の整備も重要であり

ます。

バリアフリー基本構想策定後においては、バス停留所への点字ブロックの設置、歩道の段差解消・拡幅、手すりの設置など、徐々にではありますが、道路のバリアフリー化を推進しており、今後においても継続してまいります。

以上でございます。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 小槻次長。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） 私からは、4番目の生活環境の充実のうちの中央公民館、西大和地区公民館のトイレの洋式化、それと、文化会館（まほろばホール）の存続について答えさせていただきます。

まず、中央公民館、西大和地区公民館のトイレの洋式化についてですが、それぞれ1階には洋式トイレを設置していますが、2階、3階の部屋をご利用の方からは、洋式化についてはお声を寄せていただいているところです。まずは3階のトイレに簡易洋式トイレの設置を考え、検討していますが、特に西大和地区公民館の場合は、構造的に簡易洋式トイレを設置することが困難です。構造の変更などを伴う必要があり、多額の工事費が必要となります。

中央公民館、西大和地区公民館は、共に老朽化による各種の整備が必要であり、またかつ、十分な耐震性を備えていないという問題もありますので、存続も含めて検討していきます。

また、文化会館の存続につきましては、町長より、運営・活用についての協議会をつくり、検討していくよう指示がありました。現在、担当の文化振興係のほうで、他の事例調査等を行っています。具体的な活用について、多くの有意義な意見を求められるような仕組みを構築すべく準備をしているところです。

以上です。

○税務課長（木村浩章） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 木村課長。

○税務課長（木村浩章） 私のほうからは、2点目、個別外部監査結果報告書について答弁させていただきます。

税務課について指摘されました主な事項は、次のとおりになります。

1点目に、督促状の送付時期について、納期限後20日以内に送付されておらず、地方税法に抵触するとの指摘に関しましては、3月末納付期限の督促状のほうから対応しております。

2点目に、滞納処分の執行停止に係る通知について、こちらも地方税法に抵触することか

ら、通知を検討されたいとの指摘がありました。こちらに関しましては、今後通知することとしております。

3点目に、不動産に対する滞納処分について、明確かつ客観的な基準を定めることが望ましいとの指摘に関しましては、差押えの客観的な基準を定義することが困難なため、事案があれば、その都度、徴収対策本部に諮ることとしております。

今後につきましては、関係部署と情報共有などを行い、適切に取り組んでまいりたいと思っております。

以上となります。

○子育て支援課長（明平直美） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 明平課長。

○子育て支援課長（明平直美） 私のほうからも、同じく2番目のご質問にお答えさせていただきます。

個別外部監査におきまして、子育て支援課は3点の指摘事項がありました。

1点目ですが、消滅時効が完成している債権があり、速やかに不納欠損すべきとの指摘を受け、保育料不納欠損処理取扱要綱を作成し、令和5年3月に処理を行いました。

2点目ですが、督促に値する文書に不服申立てに関する教示がないとの指摘を受け、3月送付分から行政不服審査法第82条第1項の教示を記載し、対応しております。

3点目ですが、分納誓約を財産調査がされないままでの表現を修正すべきとの視点がありまして、3月に対応しております。また、財産調査方法については、事案が出てきたときに税務課と情報共有等、協力を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○上下水道課長（上原郁夫） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） 私のほうからは、2番目、個別外部監査結果報告書について、指摘事項に対する対応についてお答えいたします。

具体的な対応方針としまして、不納欠損については、法律上徴収することができる債権も不納欠損処理がされておりました。基準が不適切で、要綱を定める必要があるとの指摘を受け、税務課及びほかの市町村の要綱を参考にして、法務主任及び顧問弁護士に確認し、要綱案を作成しました。過去に不納欠損した債権についても適切に処理していきます。

下水道使用料について、財産調査を実施すべきとの指摘があり、税務課と情報共有を行い

ながら実施してまいります。

滞納整理につきましては、事務マニュアルを現在作成中であり、マニュアルに基づき処理してまいります。

指摘事項のうち、督促状の記載内容、分納誓約書の文面改訂、給水再開栓手数料の徴収については対応済みであります。

今後も、関係部署と情報共有を図りながら取り組んでまいります。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 町長に申し上げます。

町長のしがらみに関する発言、ありがとうございます。これは、しがらみというのは非常に機微にわたるもので、具体的にまた質問することも難しい点もありますので、今回はあえて申し上げません。

あと、決算委員会、今後の予算委員会において、こういった内容を考慮の上、議員としていろいろ指摘させていただくことにさせていただきます。

まず、1番目の再質問に関連しまして、2つ関連しまして、町長、特別職の方と部長、それと財政課長のほうの理事側9名の方には、私からの参考資料を4枚配付させていただいています。そしてまた、同僚の議員さんにも同じような資料を配付していますので、この資料を基に質問してまいります。よろしく申し上げます。

第1番目の所信表明について質問します。

今回、6月議会で一旦休止を考慮しておられたのは、公民館機能の移動のことだったと思うんですが、これは昨日のほかの議員さんの質問で、継続して進めていくことで理解しております。そして、新たに9月議会で上程するような予算、事業がありますと言っていましたけれども、町長において、どのような事業なのか、もう一回確認のために教えてください。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 先ほども財政課長のほうが申し上げましたとおり、予算の中で増額という形の部分はございません。ただ、土地につきましては、減額の補正をさせていただいております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。



○副議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 分かりました。

そうしたら、今回、一旦休止となっています町有地売却計画4か所、法隆寺インター北側用地、西穴闇保育所跡地、旧河合幼稚園跡地、旧西大和配水池の跡地の売却計画は見直すことになっておりますが、この理由を詳しく教えてください。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

実際4つの土地ということで、以前はそれを売却という形で進めさせていただいておりました。今回、一度休止して、その辺をどういう形にするかということとさせていただきます。それは例えば、それを売却しないで貸すことはできないだろうかとか、そういうようなところも含めて検討するというので、一旦休止をしているということとさせていただきます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 6月の議会でもちょっと触れましたが、私の一般質問で触れましたが、町有地の売却が一部、令和4年度で実際売買されております。そのときに町長の答弁ですが、担当部局で土地売却について、しっかりした体制づくりを考えているとの答弁をいただきました。

このしっかりした体制の構想は、町長はもうつくられていますか。町長にお尋ねします。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 森川町長。

○町長（森川喜之） 今、長谷川議員のご質問にお答えいたします。

当初より様々な検討を加え、今、内部で一番いい方法を、またいろんな利用方法も考えて、内部で詰めているところでございます。

また、議員お示しのように、一段と今の現状のままでは、建物があるところ、またないところ、そういうところも踏まえて対応していかなければならないということで、内部で詰めさせていただいておりますので、内部の結論が出次第に、またお伝えさせていただきます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 町長にお尋ねします。

個々の案件についてのことじゃなくて、しっかりした体制というのは、今現在、今までに町職員による土地有効活用検討会、そして議員も2名入っておられる町有財産等売却処分審査委員会、2つの委員会がありますけれども、これ以外に、専門家を中心にした第三者による売却推進委員会とか検討委員会とか、そういったものは考えておられますか。それをいつ立ち上げるのか、それを教えていただきたいんです。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 森川町長。

○町長（森川喜之） 私どもも3か月、4か月ほどなので、今、早急に委員会、様々な委員会で検討もしていただいておりますし、議員お延べのように、また新たな委員会も設置してでも取り組んでいかなければいけないと、そのように考えておりますので、今すぐにこういう形ですという返答はできませんけれども、早急にまた立ち上げていきたいと、そのように考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 町長をお願いします。

今回、9月1日付で、副町長が新しく選任されて、着任されました。やっぱり今後は、副町長と一緒に協働で、一致団結、幹部職一致団結して早急に対処しなければ、三、四か月じゃないです、もう5か月たっちゃっているんです。もう半年たつんですね。だから、時間は刻々と過ぎていきますんで、無駄なく、町長が言われたようにスピード感を持ってやっていただくように、ぜひ副町長と共に頑張っていただきたいです。早く結果を出していただくようにお願いします。

今回、総務部長から説明いただいたように、今回、9月の議会の補正予算で売却の6,700万円の減額は理解しました。これ、もう一度申し上げておきます。このような、もともと歳出合わせのための歳入に売却益6,700万円を予算措置したと思われるようなケースでございます。今後、令和6年以降の予算編成でも、このようなことはないように、二度と起こさないように約束していただだけませんか。総務部長、よろしくお願いします。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 今の件に関しましてお答えさせていただきます。

令和5年度につきましても、決して歳出合わせという形の部分で予算を計上させていただ

いたわけではございませんが、そのように取られる側面も当然あるということで、今後はそのようなことのないようにさせていただきたいと思います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 配付しました資料、参考資料1をご覧ください。

これは、令和4年3月財政健全化計画改訂版で、令和4年3月に発表になった文書なんですけれども、この下の段が、見直し策をやれば、健全化策をやれば、令和4年から令和12年まで、このような数値で財政指標はいきますよと、こういう計画書になっております。それで、実際、令和4年度の決算も決算書報告いただいております。令和4年までは、目標を達成に違い形で行っております。

これ見ていただいて分かるように、令和4年、令和5年は大きな事業はあまりないですけれども、真ん中の歳出を見ていただけますか。投資的経費、令和4年度、これ計画ですから、実際ずれていますけれども、10億7,200万円、令和5年度、15億3,600万円、令和6年度に31億5800万円、合計で約58億円ぐらいの先行投資事業の経費が上がっております。

これは対策の内容は、お手元に配付した資料の中で、資料3を見ていただきますと、令和4年、令和5年、令和6年に経費として10億7,200万円出ております。こういった内容で、事業名を申し上げますと内水対策事業で、この4年間で約22億円、旧3小の改修事業で2期分を少し入れまして8億円、天理広域組合の負担、焼却場の建設費の負担ですね、17億円。道路橋梁の整備費が5億円、もろもろありまして、ため池整備が約1億3,800万円になって、それと町営住宅の整備も、住宅長寿命化計画に準じて今進めております。このような内容で、非常に大きな金額の投資が事業が予定されております。

この表の中でよく見ていただきたいのは、この金額が現実と即していないと思われませんが、その点ちょっと担当のほうから、財政課長のほうからご意見、説明願えますか。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） 現実と即していないということでございますけれども、こちらの計画につきましては、先ほど長谷川議員もおっしゃられたとおり、令和4年3月の時点で作成したものでございます。当然、資料集めについては、もう少し以前からやっているものと考えられますが、ただその中で、あくまでも計画という形で計上、その時点で計画ということで計上させていただいておりますので、現実とは、少しずつずれは発生しているのかなと思

います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 課長、ありがとうございます。

ちょっとよく見てくださいね。現実、少しずつ乖離しているわけじゃないんですよ。歳出の人件費にしたって、令和4年度で14億3,300万円ですが、実際はもっと現在は高いでしょう。高額になっていますでしょう。それで、令和5年度以降から、こんな金額で人件費は収まりませんよね。大きく乖離してきております。

そうなれば、早急にでも、今回着任された副町長と相談して、財政健全化計画の再改訂版をつくる必要があるんじゃないですか。そうしないと、実質公債費比率の改善、将来負担比率の改善、それにつながらないと思うんです。

その点、財政課長、どのような見解を持っておられますか。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） こちらにつきましても、先ほど答弁いたしましたとおり、これから副町長と協議・検討を重ねながら、修正が必要という結論に至れば、当然この計画については修正してまいります。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ちょっと何とか問答になりますけれども、やっぱりこれは大きく差が乖離していますんで、早急にやっぱり計画として、現実に合わせて数字に近い数字を出していただいて、議会側に説明していただくようによろしくお願いします。

それと、参考資料の2、これは財政健全化策で見直し予定、これだけの経費の削減効果出ますよということで、令和4年から令和8年までの数字の表でございます。これは令和4年度のほうを見ていただけますか。

令和4年度の計画、改善の計画ですね、1番目のほうは、3億3,700万円改革しますという効果額が出ていますけれども、この一部の中には、町有地の売却3億円入れておりますよね、含まれています。それと、令和4年度は大きくこれで、そういったように乖離していますし、また令和6年度から令和7年度にかけて、今回経費の節減として、下水道の料金の改

定も計画したような3,400万円の計上もしております。

こういったことも踏まえたら、早急に令和5年の時点で、計画を再度改訂する必要があるんじゃないか、見直す必要があるのではございませんか。その点ちょっと、はっきりと答弁ください。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

まず、議員おっしゃるように、例えば資産の売却の部分につきましては、もともと計画上は、令和4年度、約3億500万円ということで、3か所の用地の売却という部分を載せさせていただいておりました。それ以外の部分でも、今後見直しを行っていく中で、かなり中身として動いていくということも考えられますので、当然見直しは行ってはいきますけれども、そのタイミングというのは、すみません、今、どのタイミングでするかというのは、まだ現在決めておりません。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） この数字の計画表については、早急に現実に即して改訂版を出していただくようによろしくお願いします。

次に、町長が打ち上げられました観光課の設置について質問します。

世界的な法隆寺がある斑鳩町の行政組織を見ますと、観光課はございません。観光係はあります。そういうふうに近隣の町のあれも参考にしていますけれども、どうでしょう、観光課じゃなくて観光係というのをつくって、それをまちづくりのほうの所属の部に入れるのか、それとも企画部のほうに入れるのか、そういった構想、観光課はどのポジションにつくる予定でしょうか。ちょっとその点、教えてください。町長のお考えを示してください。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 森川町長。

○町長（森川喜之） 長谷川議員のご質問にお答えします。

私としては、観光課として設置をしていきたいと思っています。これは、やはり課として、河合町全体の部分を見ながら、また近隣との整合性も一緒にやっていきたいと。

斑鳩町、生駒郡、郡山、また王寺、上牧、様々なところで、観光ルートの共同作業がこれから始まります。そこにも参画をしていきたい、そのような思いで、やはり河合町に今、主

立った観光ルートというものもないです。それをやはり売り出していくのには、近隣との共同も必要だということで、課の設定で対応していきたいと、そのように思っています。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 近隣の市町村との競合、コラボレーションで、非常に大事なことだと思います。例えば具体的に、何かもう既に動いていますか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 森川町長。

○町長（森川喜之） お答えします。

今、生駒郡、大和郡山市と、今、観光ルートの協議会がございます。そこにお誘いを受けて、今現在おります。今年度中にその協議会に参加をさせていただくという、今準備をさせていただいております。そういうところで、今後、周辺の観光と河合町の観光をどう結べていくのかを模索しようと考えています。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ちょっとまた視点違うんですけども、今現在、河合町は部は幾つありますか。教育委員会は別で、部は5つありますよね。5部ありますよね。これを今後、4つとか3つにスリム化するいう考えはございませんか。町長でいいです。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 森川町長。

○町長（森川喜之） 部の統合ですか。

（「部の統合です」と言う者あり）

○町長（森川喜之） それらも含めて、いろんなこれから来年に向けて、各部局も課も踏まえて、スリムな行政を目指して各部の、また各課の対応というのを考えていきたいと、そのように考えています。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 森川町長、令和6年度には組織変更を、組織の改編は考えていくということですね。ちょっとそこだけは確認しておきたい。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 森川町長。

○町長（森川喜之） そのとおりです。考えていくつもりです。

まず、内部の統制、または内部での協議がまず第一になってきますし、また、どのような体制をつくっていくかというのも、今までの体制を維持していくのも一つですけれども、大きく、やはり人口減少も踏まえ、また財政の立て直しも踏まえた形で考えていきますし、住民の皆さんの声がしっかり届くようにさせてもらうための組織編成を行ってまいりたいと考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今年になって、町の人口はかなり減少してきておるんですけども、起死回生の一策というのはなかなか難しいんですが、教育の給食費の無償化、5,400万円ぐらいかかると今申し上げたけれども、今段階的という言葉で、ちょっとどういうふうに段階にするのか分からないんですけども、そこら辺、町長は公約では、給食費の無償化は大々的に出されて、かなり支持者、町民から票を頂いていたと思うんです。

その点、給食の無償化は一気に行うということは考えないですか。

○教育長（上村欣也） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 上村教育長。

○教育長（上村欣也） すみません、長谷川議員、給食の無償化というのは教育委員会で行う所掌事務なんで、私のほうから考えを説明させていただきたいと思います。

子供の施策につきましては、国・県が様々な施策を立案しているということでございますが、私ども教育委員会といたしましては、この9月から2月まで、下半期ですね、給食の新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金、燃料・ガスの交付金、あれで給食費の半額をさせていただいております。

まずそれをベースに考えまして、財政当局とも調整していかならんのですけれども、まずは、せめてもはその部分まで。その次は、例えばもうちょっと住民の負担率を軽くするように、例えば50%とか40%とか、徐々に段階的に上げていって、令和8年度もしくは令和9年度には、町長が申された公約のところへたどり着けるようなことを、財政とも調整していきたいと考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 教育長の説明でよく分かりました。令和8年度までに段階的にやっていくということですね。それ確認しました。

次に、西大和公民館、中央公民館のトイレの改修について、先日、中央公民館の新館のほとか西大和公民館のトイレを視察させていただきました。ちょっと西大和公民館は、1階は簡易式の便座の洋式はあるんですけども、2階、3階が古いタイプで、実際今、次長が申されたように、トイレのドアが狭いとか、押し戸と引き戸の関係もあります。

でもこれ、西大和公民館でしたら、多分3階と2階がかなり利用者数が多いんで、各階じゃなくて、どのみち1か所、簡易洋式の便座式のあれを設置できるん違いますか。何百万円もかからないと思うんですけども、その点どうですか。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 小槻次長。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） 今おっしゃっていただいたように、実際利用者の方の要望も高いですし、その辺の必要性については十分認識しております。

簡易のものにつきましても、現在の、特に西大和地区公民館のブースが狭いので、ちょっと今調べているものだと、設置して設置できなくはないんですけども、実際使い勝手の面で、人によってはちょっと使いづらいという部分もあります。今、実際のところ、簡易洋式の部分につきましても、いろんなタイプがあると思いますので、そのあたりちょっと、今資料を取り寄せながら検討しているところですので、よろしくをお願いします。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） では、早急に検討していただいて、できるだけ早期に改修をお願いします。

まほろばホールの存続についてお尋ねします。

今、何とか協議会を立ち上げるということになっておりますけれども、そのスケジュールとかは教えていただけませんか。どのような日程でやっていくのか、検討委員会か。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 小槻次長。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） この協議会につきましても、現在、まず実際に、本当に活用していくために、具体的な提案でありますとかご意見とか、そういったところをいただけるような、そういう組織にしたいというふうに考えておりますので、ちょっとまだ具体



的なスケジュールまでは至っておりませんが、教育委員会としては、できるだけ早い段階で立ち上げていきたいというふうに考えています。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） まほろばホールは存続の方向で、できるだけ前向きに検討していただくようにお願いします。

次に、2番目の個別外部監査結果報告書について質問します。

これは、配付資料の4番目を見てください。

今回、3月末に四十何ページもの結果報告書が掲載されました。私なんかを読むと、非常に理解し難い難しい文章、文言が入っておりますので、なかなか理解できないんですけども、改めて見ますと、参考資料4を見てください。

平成11年度から令和3年度までで、一般会計と特別会計、大まかに8億7,900万円もの不納欠損処理をしております。

これは町長にお尋ねをします。こういうのは異常と思いませんか。どう思われますか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 森川町長。

○町長（森川喜之） 長谷川議員のご質問にお答えします。

おっしゃっているとおり、確かに私も、異常というか、ちょっと分かりづらいところです。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 非常にこれ、どう判断していいのか。べらぼうな額になっちゃって、本当に今まで、最近、平成29年から令和元年、令和2年、令和3年はかなり徴収率も上がって、まず、ちょっとお礼を申し上げるのを忘れましたが、広報かわい9月号のちょうど税特別に、町税等の徴収率、本当に収税課はよく頑張ってくださいまして、河合町の徴収率、高く改善されております。お礼申し上げます。

一方でこのように、過去、平成29年以前までは、ずさんだったと思われるような不納欠損の処理をされていること、まず単刀直入に、簡単に総務部長にお尋ねします。この今までの不納欠損処理された債権は、徴収できることがありますか。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

あくまでも不納欠損の場合、税の場合は時効というのがございます。時効を経過した場合は、それは徴収はできないというふうに理解しております。

ただ、時効までに、例えば何らかの理由で不納欠損を行っているとかいう部分につきましては、例えばその後に収入があったりした場合は、徴収を行うということになると考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今、ちょっと非常に難しい答弁で、なかなか理解できないんですけども、そこ非常に肝心やと思うんですけども、そういったケースがあれば、調査すれば生じますか。発見できますか。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） その部分につきましては、継続的に調査を行っております。例えばそういうのが発生した場合には、徴収するような形になっております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 私、あまりこういうのは専門ではございませんので、あまり深くは質問できないんですけども、町民税のほうは、非常にこの二、三年、徴収に尽力していただいて改善されています。

今、上下水道のほうは多々問題があったということで指摘されて、非常に、マニュアルの作成とか要綱の策定とか、そういうのを進めておると聞きますので、できるだけ前向きに、また横断的に、水道と下水道の徴収と町民税とも連携した上で、うまく効率よく徴収していただいて、言葉は俗っぽい言い方ですけども、ごね得で、やっぱり負担は公平にしていただかなきゃいけませんので、声の大きい人にごね得的な、そういった有利にならないように、その点注意していただくようお願いいたします。

また、この表、参考資料4を見てくれますか。

外部監査からは、平成11年度から令和3年度の数値が出されていますけれども、私、素朴な疑問を持ちまして、平成3年度からずっと決算書を調べました。平成3年度から平成9年

度は不納欠損ございません。滞納がどんどん増えていっています。これはちょうどバブルの頃ですから、そうなったケースもある。

平成10年度に、町民税、固定資産税、軽自動車税を調べると、合計で2億1,400万円ほどの不納欠損を行っております。これ、もう二十何年前ですから、担当者もいませんけれども、こういったことに対しては、当事者の責任というのはいかようになるんですか。その点ちょっと、総務部長、教えてもらえませんか。認可したという責任。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

まず、今、長谷川議員ご指摘いただいた部分につきましては、個別外部監査におきましてもご指摘いただいた部分となっております。

そのところの内容を申し上げますと、平成12年度から平成18年度にかけての不納欠損額は、債権管理はもとより、不納欠損処理自体が適切になされていたか、疑問を抱かせるというようなことで指摘を受けております。

実際に、その年度の部分の書類というのがございませんでして、当然、個別外部監査のときにも、その書類がないということで、こういうような報告になっているのかなというふうには思うんですけれども、それ自体、原因というのがちょっと分からないということでございます。

当然、今後につきましては、そういうような部分は起こらないような形で、今自体は適切にしているということも言っているんですけれども、そのあたりは引き続いて行っていくというような形で考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○副議長（梅野美智代） 残り時間5分です。

長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） はい、分かりました。あと5分ですので、まとめに入っていきます。

この四十何ページのこれをよく見ますと、非常に難しい言葉、表現になるんで、理解し難いんですけれども、結果は、二度とこういうずさんな、やっぱりないように、それと、意外と私、自治体というのはきちりしているのかと思ったら、意外とマニュアルが、引継ぎとかもちょっとうまくできていないような点もございまして、やっぱりそういったシステムをチェックしていただいて、それチェックするのは、職員がチェックじゃなくて、できる

だけ外部の、弁護士さんとか、そういった専門家にも見ていただいて、河合町の自治行政の  
いろんな面に、不納欠損以外の事務においてもチェックしていただくように、厳しく改善し  
ていただくようによろしくをお願いします。

今回は、私の質問は以上で終わります。

○副議長（梅野美智代） これにて、長谷川伸一議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

再開は14時25分からです。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時25分

○議長（疋田俊文） 再開します。

---

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（疋田俊文） 10番目に、馬場千恵子議員、登壇の上願います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

（10番 馬場千恵子 登壇）

○10番（馬場千恵子） 皆さん、こんにちは。議席番号10番、馬場千恵子でございます。

最後の質問になります。お疲れのところ、もうしばらくお付き合いくださいますようお願い  
いたします。

私は、2点について質問したいと思います。

1つ目は、自衛隊員の募集についてでございます。

近年、自衛隊への応募者数が減少傾向をたどる中、国の地方自治体への働きかけが以前  
にも増して強化されています。自衛隊をめぐるのは、少子化に加え、2015年の安保関連法の  
成立以後に、任務の危険度が格段と高まったことも影響し、とりわけ自衛官を養成する一般  
曹候補や自衛官候補生の採用のところで厳しさが増しているようです。

自衛隊は人的基盤を強化するために、地方自治体への協力要請を強める体制づくりを進める中、適齢者名簿の提供が急増しています。全国的には約61%の自治体が提供しています。この適齢者名簿の提供について、都道府県知事への要請のみだったのが、各自治体にも直接行われるようになってきています。

そこで、次の点についてお伺いします。

①河合町では、いつから適齢者名簿の提供が行われていますか。

②最近では、いつ閲覧されていますか。

③広報による自衛官等の募集の掲載は、いつから行われていますか。自衛隊からの要請でしょうか。本人の了解もなく自衛隊に個人情報を提供することについて、いかがお考えでしょうか。

2番目の質問は、町橋の管理についてでございます。

このところで一つ訂正があります。下から3行目ですけれども、河合町には15メートルを超える橋が44とありますが、19の間違いでございます。

それでは、町橋の管理について質問いたします。

県は8月1日に、道路インフラの適切な維持管理を図るため、本年度第1回目の会議が開催されています。今回は、2019年から5か年で進めている道路施設点検の実施状況、進捗率などが報告されたものです。

河合町には、15メートルを超える橋が19あります。2012年度に19の町橋について点検を行い、2013年度に修繕計画を策定しています。

そこでお伺いいたします。

19の点検結果について、判定区分別に示してください。

②点検を受け、修繕計画策定後の実施状況及び進捗状況はどうなっていますか。

③建設年次が不明の9の橋を含む25橋梁の点検及び修繕計画の策定はどのようになっていますか。

県の報告にもありますが、2014年度から2018年度の点検以降、判定区分Ⅱ、すなわち長期的な観点から措置が望ましい状態であるものが65%から74%に増えています。河合町においても同様の傾向にあると思われます。南海トラフ巨大地震の想定も含め、災害時に人命を守り、住民の生活を守るためにも重要な課題ではないでしょうか。

橋梁の点検・修繕計画など具体的に示し、事業を速やかに進め、安心・安全のまちづくりを進めるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

再質問につきましては自席にて行います。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 私からは、自衛隊員募集についてということで、3点のご質問に答弁したいと考えております。

まず、1点目、河合町では、いつから適齢者名簿の提供が行われていますかという点でございます。

これにつきまして、河合町では現在、適齢者名簿の提供を行っておりません。

2点目、最近では、いつ閲覧されましたかということでございます。

直近では、令和5年1月に閲覧が行われました。

3点目、本人の了解もなく自衛隊に個人情報を提供することについて、いかがお考えでしょうかという点でございます。

これにつきましては、法令の規定に基づき、請求に対する対応を行っているものと考えております。

以上となります。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 私からも、自衛隊員募集について2点お答えさせていただきます。

まず、広報による自衛官募集の掲載は、いつから行われていますかということですが、広報紙で確認したところ、昭和58年6月号から掲載していると認識しております。

次に、自衛隊からの要請でしょうかというご質問ですが、要請については自衛隊からの要請となっております。

以上です。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 私からは、町橋の管理についての3点と、香料の点検及び修繕計画についての方針をお答えいたします。

18橋の点検結果でございますが、平成24年度当時は、橋梁の損傷個所を橋梁定期点検要領案に準じて、構造上の部材区分あるいは部位、損傷種類ごとに判定をしておりましたので、

橋梁単位での判定区分は行っておりません。しかし、平成26年からは定期点検要領が策定され、橋梁点検は近接目視により5年に1回の頻度を基本として、その健全性について4段階に区分することとなりました。

区分につきましては次のとおりでございます。

健全度1、健全、構造物の機能に支障が生じていない状態。

健全度2、予防保全段階、構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。

健全度3、早期措置段階、構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。

健全度4、緊急措置段階、構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急の措置を講ずべき状態。

続きまして、修繕計画策定後の実施進捗状況でございます。

長寿命化修繕計画においては、特に注意が必要な損傷のあった橋梁2橋と、西名阪自動車道をまたぐ3橋の耐震補強を実施するものでございます。

実施進捗状況でございますが、特に注意が必要な損傷のあった橋梁2橋につきましては、平成28年度、平成30年度に補修工事を完了しております。また、西名阪自動車道をまたぐ3橋のうち2橋は、平成30年度と令和4年度に耐震補強工事を完了しております。残り1橋につきましても、令和6年度の着手を予定しております。

3点目でございます。平成24年度以降の点検でございますが、順次点検を実施して、平成27年度には全ての橋梁の点検を終えております。

また、5年以内の点検が義務づけされておりますので、令和元年度から2巡目の点検を開始し、令和4年度に完了しております。その際に、判定区分3、早期措置段階と判定された2橋については、今年度から補修に着手しております。

橋梁の点検及び修繕についての町の方針でございます。

今年度は、令和元年に策定した橋梁長寿命化修繕計画を更新する予定をしております。橋梁の定期点検につきましても、令和6年度から3巡目となります。これらの結果につきましては公表を予定しております。

今後も継続して事業を推進することで、住民の皆様が安全で安心して生活いただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、自衛隊員の募集についてから再質問させていただきます。

提供はしていないということで、閲覧に変わっているということで理解してよろしいですか。その閲覧なんですけれども、適齢年齢、何歳と何歳の閲覧になっていますか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 翌年度に22歳及び18歳になられる方となっております。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それぞれの人数は何名でしょうか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 22歳になられる方が160名、18歳になられる方が152名、合計312名となっております。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この閲覧なんですけれども、年に何回ぐらいの閲覧に来られるんでしょうか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 年1回でございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 年に1回ということで、いつ頃に来られるのかということと、それから、何人ぐらいで来られて、どういう形で閲覧されるのか。閲覧項目について教えてください。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 大体12月ないし1月の間でございます。閲覧に来られる方の人



数などは、ちょっと把握してございませんが、閲覧の名簿の対象としては、名前、生年月日、住所となっております。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 合計で312名ということですがけれども、312名の方の閲覧は、閲覧で見るといことなんですけれども、それを筆記される形でされているのでしょうか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 筆記という形でございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） かなりの時間数がかかるかと思うんですけれども、それについては1日で大体終わっているんですか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、1日で終わられております。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それぞれの自治体では、先ほども法令に基づいてということでお答え願ったんですけれども、ほとんどのところはそのように、住民基本台帳法とかによって閲覧を許可しています。ところが、閲覧の名簿の提供につきましては、当の請求された者の名前、住所をもって請求するということになっているので、一方的に名前を、その4点について書き写して帰るとい形には、本来ならばならないのではないかというふうに思います。

言ってみたら、本人の了解もなく、同意もなく、自衛隊に個人情報ですかね、4点について提供するということについては、どんなふうにお考えでしょうか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） ちょっと回答が重複すると思うんですけれども、法令に基づき、請求に対する対応を行っているものと考えております。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） これは、請求をされたから提供するということですがけれども、自衛隊法というか、そちらのほうからいいますと、名簿の提供を依頼しているというふうに位置づけていますということなんです。

だから、依頼されたら、それを受けるかどうかは、自治体のそれぞれの判断によって決まるということですので、要望ではなく依頼に対して、受けるかどうかというのは、担当課の問題じゃなくて、町全体の問題として判断すべきだと思うんですけども、そういう判断について、町長はどんなふうにお考えでしょうか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 馬場議員のご質問にお答えいたします。

町としては、自衛隊の皆さんに関しては、国防や災害救助といった国民の生命・財産を守る、非常に重要な任務を担う自衛隊の維持のために、町は法に基づき、自衛隊法第97条、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を担うものであると考えております。

なお、河合町は個人情報への配慮から、資料の提供ではなく閲覧という形を取り、個人情報への配慮を行うものでございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ありがとうございます。

個人情報の配慮ということで、名簿としては提供しないということなんですけれども、実際に書き写して帰るといった作業になっているのでしょうか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 先ほどと重複する部分もございますが、書き写しという形でございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） そうなりますと、言わば提供はしないものの、中身としては情報としては提供しているというふうな内容ですがけれども、先ほど災害時の活躍等も町長言われましたけれども、この依頼というか、要望と言われましたけれども、依頼に応じなかったとい

うことを理由に、不利益な扱いをしてはならないというふうに言われていますので、そういう依頼に応えなかったとしても、災害時の際に救助に出向かないというようなことはないというふうになっていますので、その心配はないかと思うんですけれども、町としては、その辺の判断はどうでしょうか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） あくまで募集に関して使われるものと認識してございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、河合町から今まで自衛隊に入隊した人数、何名ぐらい、年度別にお聞きしたいと思うんですけれども、2020年、2021年、2022年まで教えていただけたらと思います。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） ご質問にお答えさせていただきます。

ただ、ちょっと資料のほうは、令和3年、令和4年という形でしか今ございませんので、その人数でお答えさせていただきます。

令和3年度については、河合町では1名、令和4年度については2名となっております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ありがとうございます。

自衛隊の活躍を、やはり災害時の救助等で活躍されているという姿を見て、憧れて入隊する、そのような青年も多いのではないかと思います。でも、この頃、自衛隊のいろいろニュースを聞きますと、安保法制の制定とか敵基地への攻撃能力を保有したなど、自衛隊をめぐる情勢が本当に大きく変わってきていて、救助をしてもらっているという面だけを見ると、その姿とまた裏腹な裏の姿もあるということなんですけれども、そういう面もありますけれども、自衛隊のそういった政治的なのとか、変な言い方ですけども、状況の中で、今、自衛隊の中では、新聞とかテレビとか、いろんなニュースでもご存じかと思いますが、自衛隊内のセクハラとかパワハラとか、いじめが多発しています。殺人もあったようなこと

も起こっているわけですがけれども、このようなところを自分の職場にするということで、自治体に関与することの責任も問われているのではないかと思うんですが、その点についてはいかが思われますか。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 自衛隊に関しまして、おっしゃいますように、最近不祥事等、発生しております。これにつきましては、人命を預かる組織として、あつてはならないものだと我々も考えております。

この件につきまして、奈良地方協力本部に対応を確認しました。そうしましたら、詳細を確認の上、厳正に対処するとともに、関係する隊員、必要に応じて全隊員に対し、再発防止教育を実施するという返答でございましたので、それを尊重していきたいと考えております。

また、情報の閲覧、また事務等につきましては、法定受託事務ということで、そちらにつきましては肅々と、我々としては実施していきたいと考えております。不祥事とは別の次元で、そういう事務については考えていきたいなと思っております。

最終的な入隊の判断につきましては、個人の意思が当然尊重されますので、不祥事につきましても、入隊に際して、進路決定の大きな材料の一つになるものと考えております。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 進路決定というのは、入隊するとかしないとかの進路ということですか。学校ではなくて。

（発言する者あり）

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 今私が申し上げましたように、パワハラとかセクハラとかいじめとか、本当に私たちが新聞とかで見るとするのは、氷山の一角にすぎないというふうに思います。そのような集団の中に子供とか孫とかを、放り出すって変な言い方ですがけれども、入隊させるということに、すごく不安に思われている親御さん、多いかと思えます。

入隊するという決意されている方が、やっぱり災害救助のところで活躍を見て、自分もその一員で頑張っていきたいというふうに思われて入隊される。ところが、入ったらそうではなかったというようなことで、何か月か前ですがけれども、岐阜の事件のようなことも起こ

ってきているということで、もっと慎重に提供するにしても、考えていかないといけないのではないのでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 確かに先ほども申しましたように、不祥事につきましては、人命を預かる組織としてはあってはならない、これに尽きるのかなと思います。

その件につきましては、奈良地方協力本部に申入れをいたしまして、そういうことがないようにということは、これからも伝えていこうとは思っています。それに基づいて、組織の改革等していただければいいのかなというふうに考えております。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） もう一つ、二つ、お聞きしたいことがあります。

その一つは、入隊を予定している青年に対して、激励会とかを開いておられます。先ほども言いましたけれども、本当に大変な集団の中に若者を、頑張ってください、応援していますみたいな形で、エールを送って送り出すというのはいかがなものかと思うんですけども、それについてはどうでしょうか。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 河合町におきましても、激励会等を実施してございます。防衛大臣、奈良地方協力本部からの要請を受けて実施しております。

それと、もう一つは、自衛隊法施行令第119条の広告という部分にも一部関連するのではないかということで、激励会を開催しております。

先ほど来申しておりますように、日本の平和と独立を守るための活動、もしくは国連平和維持活動、それに災害、いろいろな活動をしていただいております。国民が役務の提供を受けて、その任務の重要性が理解をされていると認識しております。

入隊者にありましては、日本だけではなく、世界を舞台にした活動が想定されているということから、親元、また地元河合町を離れて活動していただくこととなります。その激励会の開催、その様子を広報で広く周知することで、入隊者を鼓舞するとともに、ふるさと河合町に思いをはせていただければなということで開催をしてございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） そういう一面もあるかと思えますけれども、先ほども言いましたような自衛隊の内部での不祥事等とか、また、いろんな事故とかもありますので、そんなふうな形で激励会を開くというのは、いかがなものかというふうに思っています。

それと、もう一つですけれども、広報についてです。

広報で自衛隊の、広告といったら募集が載っているかと思うんですけれども、それについては、私は1年に1回ぐらい、自衛隊員募集の広報に載せるということがあるのかと思っていたんですけれども、それについては、どういう形で載せるというふうになっているんでしょうか。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 広報紙の募集でございますが、こちら先ほど申しました、自衛隊法施行令第119条に基づいて実行しております。紙面との兼ね合いで、年度により多い少ないがあるんですけれども、2回のときもあれば、去年は6回ぐらいで多かったと記憶しております。

ただ、議員のご指摘にもありましたように、自衛隊員の数が非常に減少しております。過去10年間を遡りましても、定数24万7,154人を満たしていないという状況になってございます。これをやっぱりそのまま放置すると、日本の国防もしくは災害時、そういった人的派遣というところにも影響しかねませんので、そのあたりは、今後もしっかりと広報活動はしていきたいなというふうに考えております。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） そういう立場で広報されるというのは、ある程度偏りがあるのではというふうに判断しています。というのは、広報でいろいろと載せたい部分というのは、自衛隊のことだけではない。国防のことと言われますけれども、国防に力を入れてほしいという方とか、いろいろ見解も違いますので、公平に広報しないといけないというふうに思います。

言われるたびに広報に載せていく、それも紙面の半分ぐらいを取って載せるというのは、町民に対して、河合町として町民にいろいろと情報を提供しなければいけないこと、いっぱいあると思います。子育てのことや健康のこと、また町の行事のこと、本当にあると思いま

す。しかし、紙面の半分以上取って年に6回も掲載する、その扱いについてはいかが思われますか。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 紙面の半が多いか少ないか、また回数が多いか少ないかというところなんですけれども、当然、広報を編集するに当たっては、その月々でいろんな記事が集まってきます。その重要性、タイミング、締切りの時期、いろんなものが加味されますので、その中で記事を取捨選択をしておるところです。

今後につきましても、その記事がタイムリーな記事なのかそうでないのか、重要な記事なのかそうでないのか、そういったところをしっかりと検証しながら、記事の取捨選択はしていきたいなと思っております。その中で、自衛隊の募集記事が、今載せるのがベターであると判断すれば、紙面を割いて掲載をしていきたいなと考えております。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 自衛隊の募集の記事の量ですけれども、私は、もっと町民に直接役に立つような記事、本当にいっぱいあると思うので、掲載すべきだと思います。言われるたびに掲載していく、それも違う中身じゃなくて、同じ中身で6回載せる、それってやり過ぎじゃないですか。町長、どう思われますか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） お答えいたします。

記事の内容について、いろんな角度から検証させていただいて、まず公平に、各活動されている方や、また自衛隊だけが紙面を占めるということがないように、今後対応も、また記事の精査もしながら、今後の対応をさせていただきたいと考えます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） その点、よろしく願いいたします。

私は幾ら考えても、年に6回、同じような記事を紙面の半分を取って掲載するというのは行き過ぎ、偏りがあるのではないかというふうに判断しています。よく考えて、考慮して、また検討してもらいたいというふうに思います。

それと、今度、10月22日に行われますふれあいの集いですがけれども、その中で、その一つの取組として、自衛隊員の車両の展示及びコスチュームで記念写真というのが載っていました。これについて、ちょっと触れていきたいと思います。

自衛隊の展示をするのは、どのような理由でそういうふうになったのか、教えてもらいたいなと思います。それと、コスチュームなんですけれども、子供さんにそのコスチュームで写真を撮るということはあるのでしょうか。それも確認したいと思います。

○福祉部次長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤次長。

○福祉部次長（佐藤桂三） ご質問ありがとうございます。

ふれあいの集いは、社会福祉協議会が企画会議や実行委員会の承認を得て主催する事業でございます。

経緯としましては、当初はふれあいの集いの企画会議において、働く車、担当委員から消防自動車、はしご車と救急車の手配で、当初は動いていました。その働く車の担当委員のほうから、消防車の確保が困難との報告を受け、ほかの委員から、自衛隊車両は県や市町村のイベントやスポーツイベントでも大変人気があり、確保が可能というご意見が出ました。

その後、ふれあいの集い実行委員会において、委員のほうから、集客率を高めるのであれば、児童や幼児に大変人気がある自衛隊車両の展示及びコスチュームを着て記念撮影することが可能との提案があり、最近の異常気象による自衛隊の災害支援の啓発も踏まえ、実行委員会で協議の結果、承認をいただき、ふれあいの集いプログラムの一つとして組み込むことにしました。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） このふれあいの集いの中で、自衛隊の募集はされるのでしょうか。

○福祉部次長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤次長。

○福祉部次長（佐藤桂三） 自衛官の募集については、する予定はありません。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 子供とかにコスチュームで記念写真という点ですがけれども、全国に



ある自衛隊で、お祭りとかも開かれているようです。この中でも、15歳以下の子供については戦争に関わることはしてはならないという、こどもの権利条約第38条に基づいて、そのようなことはさせていないということなんです。

このふれあいの集いで、福祉の集いに自衛隊というのも違和感もいっぱいあるんですけども、子供に、どんな車が来るか分かりませんが、戦闘機だったら、そんなところに乗せてコスチュームで写真を撮るといことはやってはいけないことだと、権利条約にも反することだと思いますが、その点はどうでしょうか。

○福祉部次長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤次長。

○福祉部次長（佐藤桂三） 確かに議員ご指摘のとおり、ふれあいの集いというのは、社会福祉協議会が主催という中でも、社会福祉のイベントでございます。その点につきましては、戦争や紛争に関して、深く考えず行動したことに対しては反省をしております。

ただ、やはり社会福祉協議会としては、自衛隊活動の災害支援、そこを重視して、自衛隊の参加を求めています。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 自衛隊の参加ということで重視をしてということでしたら、チラシに災害救助のそういったことを表記するようなことをしてもよかったのではないかとこのうに思います。

このふれあいの集い、河合町ふれあいの集いというふうになっています。これについて、町長の意見はいかがでしょうか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 馬場議員のご質問にお答えいたします。

社会福祉協議会のほうでの事業なので、私の個人の意見は差し控えたいと思うんですけども、やはり今後、福祉協議会の中で妥当なのかどうなのかということも、今後協議会で考えていただきたいと、そのように思います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、ふれあいの集い等につきましても、その辺を配慮して進めてもらいたいというふうに思います。

それと、名簿の提供というか閲覧についても確認しておきたいんですけども、依頼であって義務的なものではないということも、覚えていってもらいたいなというふうに思います。

次に、橋について、町橋について質問いたします。

河合町にあります44の橋のうち19の橋については、平成24年に点検をされて、修繕計画策定もされています。その中で完了しているところがあるわけですけども、西名阪をまたぐ橋、平山橋ですかね、それについては令和6年に、これは完了するというふうに理解しているのでしょうか。工事の日程等はどんなふうになっているのでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 平山橋につきましては、令和6年度から着手の予定をしております。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それから、19橋以外の橋ですけども、それ以外の橋については、どのような計画になっていますか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） それ以外の橋でございますが、ちょっと答弁が重複するところもございます。平成27年度までに、全ての橋梁が定期点検終わっております。そして、平成27年に健全度3となった橋梁は3つございます。その3つの橋梁については補修済みでございます。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 今度の県が行った橋の点検、その中に判定区分が変更になったところもあると聞いていますけれども、それについての対応はどうなっていますか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 道路の性質によって、県道であれば奈良県がその橋の健全度を保つ、町道であれば町が健全度を保つということになっておりますので、それぞれの役割ございますので、次の点検までに橋梁の補修を行うこととなります。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） その点検を行う橋の名前と計画について教えてください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） こちらのほう、ちょっと重複するところもございますが、令和4年度で健全度3と判定された町が管理する橋梁でございますが、第三高塚橋、高塚台に架設されている橋でございます。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 第三でしたか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 失礼いたしました。第二高塚橋でございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この第二高塚橋が区分3ということで、修理を進めてもらえるということなんですけれども、高塚台のところに、西名阪をまたぐ橋というか、第二高塚橋のほうで判定区分が3になって、第三高塚橋が同じ建設年月日で、建設業者も同じというふうに認識しているんですけれども、これについては判定が2となっています。その辺の違い、同じ46年が経過しているんですけれども、どういう判断でしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） まず、議員おっしゃられるとおり、第二高塚橋、第三高

塚橋については、同じ造成年度、西大和ニュータウンの開発により架設された橋でございます。そして、同じ建設会社により架設されております。

ただ、やはり橋というものは、その上を車が通ります。通過する車の量、そして通過する車の荷重にもやはり違いがございますので、その辺で差が出てきているのかなと考えております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 確かに第二高塚橋については、法隆寺インターのほうに向かっていている広い道ということで、トラックとか大きな車が頻繁に通る、ご近所のほうからも振動があつて困るといふような声も聞いているところなんですけれども、第二高塚橋のその次の橋、高塚・泉跨線橋とか、それから新高薮橋についても、同じような車の頻度で、その道なんですけれども、走っているかと思うんですけれども、その2橋については大丈夫なんでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） こちらの橋梁2橋につきましては、健全度2となっております。また、この2橋につきましては、架設年度が比較的若いということで、2という判定でございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 河合町で3のところは、既に完了しているところが、速やかに対応していただいている、完了しているんですけれども、判定区分2の部分がすごく多くて、判定区分1に近い2なのか、3に近い2なのかというところで、微妙なところなんですけれども、本当に5年待っていて大丈夫なのかという心配はあるんですけれども、その中間点での対応はどうなっているのでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 点検は定期点検要領に基づき、部材ごとに点検実施されております。一つでも判定区分3があれば、まずその橋梁が健全度3という形で判断されま

す。

また、部材の損傷箇所にもよるんですけども、判定区分1がおおむねであれば健全度1と判定され、2つの部材が判定区分2となり、健全度2となったケースもございます。

ちなみに健全度1でございますが、新設された橋梁程度の橋を健全度1ということになっております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 河合町の町橋も町の管理ということで、心配するところですけども、身近なところでは県の橋というのがたくさんあります。それについては、この間の令和4年の検査で、おおむね判定区分2というふうに判断されていて、安全なところだと思うんですけども、そういう認識でよろしいですか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 橋梁を管理する管理者といたしましては、法により5年以内の点検、その5年後までに橋梁を補修するというようになっておりますので、県もそのように対応していると考えております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この判定区分2のところなんですけれども、先ほども課長言われたみたいに、長期的な観点から、そっちが望ましい状態というふうに言われましたので、確かにそうかと思えますけれども、判定2と判定された橋については、耐震化については、どれぐらいの震度で耐えられるような橋というふうに理解したらいいのでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） まず、西名阪自動車道に架かる橋でございますが、こちらについては震度7程度を想定しております。他の橋梁につきましては、耐震性というのはまず考慮せず、橋の状況をいかに長く保つかというところで、補修を行っているところでございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 大体、河合町内における橋についても理解しましたけれども、第二高塚橋につきまして、今度修理していただくということなんですけれども、この橋について地域住民の方から、本当にハトのふんの被害というのを多く聞いているんです。そういうところの、課が違うかと思うんですけれども、解決というか、対応とかもしてもらえるんでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 第二高塚橋のハトのふんにつきましては、自治会よりご意見いただいているところでございます。ハトの対策も併せて実施する予定をしております。対策につきましては、補修計画と併せて検討したいと考えております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ありがとうございます。

耐震化も含めて、町の橋はおおむね安全に通行できるというふうに認識しましたけれども、例えば大災害が起こったとき、地震が起こったときに、今まで私たちが通っていた道はどうなるのかというのがすごく心配になります。あの道は大丈夫なのかとか、この橋は大丈夫なのかとか心配になるわけなんですけれども、そういった計画ですけれども、地域計画について、ホームページ等で知らせていただいて、住民の方も安心できるような情報の提供、それについても速やかにしてもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 先ほど答弁させていただいた内容と、ちょっと重複するところもあると思うんですが、点検結果、また修繕計画につきましても、今後公表させていただきます。予定をしております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 他の自治体なんかでは、橋梁の個別の施工計画というような形で、それぞれの橋についての計画が示されているというところもあります。そういう点で示していただくと、より分かりやすいかなというふうに思うんですけども、本当に大きな地震が、南海トラフ等の地震とかが、いつ起こるか分からないと言われてながら、本当にいつ起こるか分からないんですけども、そういうときに橋が壊れたり、そういったことも心配されますので、そういった計画の情報公開、ぜひお願いしたいと思います。

これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（疋田俊文） これにて、馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） お諮りします。

本日はこれにて散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会したいと思います。

散会 午後 3時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

副 議 長 梅 野 美智代

署 名 議 員 大 西 孝 幸

署 名 議 員 馬 場 千恵子